

会

議

午前10時 0分開議

○議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により、議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（河井文博君） それでは、議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の14ページをお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由ですが、軽自動車税の納期を変更するためでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の11から12ページをご覧ください。

下田市税賦課徴収条例（昭和30年下田市条例第31号）の一部を次のように改正するもので、11ページが改正前、右側12ページが改正後となっており、アンダーラインの箇所が今回変更するところとなっております。第83条第2項中の「4月15日から同月30日」を、右側のとおり、「5月15日から同月31日」に改めるものでございます。

下田市税賦課徴収条例第83条は、軽自動車税の賦課期日及び納期の規定でございまして、軽自動車税の賦課期日は4月1日、納期は4月15日から同月30日までに納めることとなっておりますが、この納期を一月延ばし、5月15日から同月31日までに変更させていただくものでございます。

軽自動車は、近年、維持管理のしやすさから年々課税台数が増加し、特に自家用軽四輪の課税台数は平成11年からの10年間で2倍も増加しております。これに加え、賦課期日前の毎年3月は車の乗りかえ等の異動件数が通常の1.5倍から2倍に急増し、4月1日の賦課期日から納税通知書発送の4月15日頃までの短期間は、軽自動車の課税事務は繁忙を極める状態

が毎年続いているところがございます。一方、この時期は住民税の課税事務も並行して進めなければならないことなど事務が集中し、課税誤り、課税漏れを誘発しかねません。このようなことから、軽自動車の納期を4月から5月に変更させていただきたいとするものでございます。

なお、県が課税する自動車税も5月となっていることから、5月は自動車税の納付月と覚えやすく、納税者の納期内納付意識を高めることができるものと考えております。なお、参考までに、平成22年8月1日現在、静岡県23市のうち19市が5月以降の納期となっております。

さて、議案件名簿の15ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第42号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎発議第7号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により発議第7号 下田市林道管理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番。

○1番（沢登英信君） おはようございます。

皆さん、お手元の資料をお開きいただきたいと思います。

発議第7号 平成22年9月10日。

下田市議会議長 増田 清様。

提出者、下田市議会議員 沢登英信。

賛成者、下田市議会議員 土屋誠司。

下田市林道管理条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由は、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全を図るためでございます。

説明は、説明資料のほうで進めさせていただきたいと存じます。

本年3月の議会におきまして、林道管理条例を提案させていただき、継続審議ということで6月議会におきまして残念ながら否決という形ではございましたが、林道管理条例の必要性、そして、それらが早急に制定する必要があるんだ、こういうことは全産業厚生委員の皆さんの合意をしたところであろうかと思えます。この報告の中で、条文の整合性等に大きな疑問があると、こういうご指摘でございましたので、6月議会で指摘されました事項をそれぞれ検討していただきまして再度提出をすると、こういう内容のものでございます。早急に条例化していただきたいと存ずるものであります。

1条及び2条につきましては、前回と同じ内容になっておりまして、ご案内のように、林道は一般交通の用に供するための道ではございません。林野の林業的利用の高度化を図るため、森林法や森林基本法第1条第1項の規定の施設となっているものであります。ところが、ここ近年、森林の公益的機能が拡大され、住民の生活道路や観光道路として利用される林道も全国的には出てきているわけでありまして。その結果、各地で林道沿線の廃棄物の不法投棄や産業廃棄物処分場によります自然破壊、産廃公害が発生する、林業の施業とは相反する事態が引き起こされ、その防止が求められてきているわけでありまして。

しかし、産業廃棄物の業の許可は県知事である、国から委託されて県知事が権限を持っている、各地方自治体は何らの、意見を申し述べるだけでありましてその決定権は持っていないというのが現状であります。そういう中におきまして、林道の管理条例を制定する必要がある、こういう指導が国からも各自治体におろされてきているわけでありまして。そして、規則だけではなく、条例にしなければならないということは、ご案内のように、15本もの林道があるということであれば、当然その林道をどのように利用していくのか、市民にどう提供していくのかということをおきまして下田市として定めてまいらなければならない、こういうことになるわけでありまして。まさに、林道があるにもかかわらず、林道の管理条例がないということは、地方自治体の怠慢である、こう言っていると思うわけでありまして。

そして、単純なる怠慢だけではなく、規制するためには規則ではなく条例化をしてまいら

なければならないということでもあります。地方自治法第14条第2項「義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならない」、この規定によって、繰り返しになりますが、国も県も条例化をするようにという指導を各自治体に平成7年当時から既におろしてきているわけでありませう。

さて、皆さんの産業厚生委員会で指摘されましたところでございますが、第4条の(2)でございますが、生活道路に関するところでございます。「当該林道の利用を区域内の住民が」、ここの文言が、なかなか理解が困難だ、何を意味しているのか、こういう疑問が出されました。そういう中で、「生活道路として使用するとき」、明確に定めたわけでありませう。さらに、3月に出しました4条の(4)現在の条例ではそれを削除してございませう。

11条との規定の関連でございますが、ここの部分の整合化を図る必要があるのではないかと、こういう指摘を受けておりましたので、4条の「第1条の規定により市長の許可を得て設置した工作物、施設等の所有者は、その利用者が使用するときこれは許可を必要としない」、11条で受けているからということでございますが、施設と道路は違ふと、こういうことで削除をしまして、(5)までありましたのを4にしたということでございます。

次に、第5条でございますが、「使用許可の基準」、よろしいですか。ページ数で、古いほうでは21ページとなっておりますが、新しいほうでは説明資料の2ページにあらうかと思ひます。そこの部分の「寝姿山林道で観光イベント等をやる計画が当然想定される。1カ月以上の長期にわたって使用することが認められるとき使用を許可しない」という条件に「1カ月以上」というのが入っている。これは観光イベントとしての利用を妨げるものではないか、こういうようなご指摘もございましたので、同様に削除をする。その運用については当局にお任せする。条例の施行令のほうで進める、こういうことで削除をして、これも5条は(5)までということでご提案を申し上げたいと思ひます。

改正の主なるところは第9条でございます。ご案内のように4トン以上の車両で土砂、残土あるいは産廃を含めました廃棄物を運搬する行為については禁止をしていこう、こういう提案をさせていただいたわけでございますが、ここの部分を大型車及び大型特殊自動車に限定する、こういうことで進めたい。その意図は、市内の業者についてまですべて規制をするとうことよりも、大都会から運ばれてきます大量の産廃、この規制をきっちりしていこう、ここに条例の趣旨を、ポイントを絞っていこう、こういうことで、大型自動車及び大型特殊自動車で運搬する行為については禁止をきっちりしていく、こういうことで改正内容を提案させていただきたいと考えているものであります。

なお、ページをはぐっていただきまして、第15条、権利譲渡の禁止につきまして異論が出されております。ページ数は解説の8ページかと思えます。これは、下田市の林道の規則にございますそのままを適用してまいりたい。「権利譲渡の禁止」ではなく、「許可証の譲渡等の禁止」と、こういうことで第15条「占有者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない」、現在こういうことで進められておりますので、この規定はそのまま条例にも引き継ぐということで提案させていただきたいと思うわけであります。

なお、附則の一番最後をご覧になっていただきたいと思いますが、3月に提案しまして、今議会での提案ということでございますので、約1カ月、告示等の手続も必要ということで、この条例は、平成22年11月1日から施行する。

なお、2項におきまして、「下田市林道維持管理規則（平成7年度下田市規則第5号）は廃止する」、条例の制定と同時に規則は廃止していただく。3項としまして、「この条例の施行の際現に下田市林道維持管理規則（平成7年下田市規則第5号）により許可を受けている者は、この条例の規定によって許可を受けたものとみなす」と、こういうことで提案してまいりたいと思えます。

提案理由の説明は以上でございます。

○議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君） 観光地下田の自然環境保護という部分で異議はないんですが、下田でもそのために多額な金額を下水道等で費やしてまいりました。条例をつくるということで質問させていただきます。

先般、市道落合から入っていく道路が鉄橋と並行したところでとまっておりましたが、それから神社の並びまで、市道の部分ですが行くようになって、あれがだんだん延びていきますと、今計画ができて工事をしたりしております。そうすると、この林道落合縄地線に接続するわけですが、この道路というのは、今でも古い道路を使って、夏の白浜の混雑するのをさけて一般道化しておるわけなんです、この道路を要するに林道の今、傘をかぶっているわけなんですけれども、このままこの条例に載せるということは非常に後々問題があるんじゃないかと。また、本条例で問題になっているヒノキ沢林道というのは、どちらかというと産業道路化しているという意味合いがあってこういう条例が出たわけなんですけれども、15本の林道を一本化する、ひとくくりにするということに大きな問題があるのではないかと私

は思います。

それから、4条の2項「第2条に規定する大型自動車及び大型特殊車」というのを、今説明がありましたけれども、具体的な条文上の説明をお願いしたいと思います。

それで、条例としてなかなか言葉の意味が明確でない箇所が多々あるのではないかと。5条の2項の「又は汚損」という言葉がありますね。それで、5条の5項に「林道周辺」、周辺というのはどういう意味を持つのか。7条の2項にも「周辺の環境保全」という「周辺」という言葉があります。8条の条文に「林道沿線」の「沿線」というのはどういう意味を持っているのか、10条の「通行等」、この「等」はどういう意味をしているのか。10条の3項に「区域内」という言葉がありますが、また、11条の条文に「接続する土地」という、12条の3項に「水源」という言葉がありますが、条例としての確かかどうかご説明をお願いいたします。

○1番（沢登英信君） 4点ほどのご質問があったかと思うわけです。

第1点は、落合の道路は、むしろ夏場は観光道路として利用されているのではないかと、これまで規制するのはいかがかと、こういうご質問の一端かと思いますが、提案されています条例は、何らそのような通行を規制するものではございません。土砂や産業廃棄物、そういうものを大型車で通行するときに禁止する、あるいは施設をその隣接地につくるときに許可届をしてください、こういうことでございますので、現在、夏場で通行している状態を禁止しようというものではないことは明らかであろうかと思えます。

なお、ヒノキ沢林道におきましても同様であります。産廃や土砂の大型車ということで、一般的には中型は積載量でいきますと6.5トンという定めになっていようかと思えます。7トン車、8トン車というのは余り見かけませんで、トン数とすれば10トン車以上が大型車、こういうことになるわけでありまして。第1点目の答えはそういうことでございます。

第2点目のそれぞれのところの「周辺」であるとか文章が理解困難だと、こういうことでございますが、参考例に、市原、日向、南丹市あるいは基山町、それぞれの条例を見ましても、すべてこのような表現になっております。一つの法律用語としてご理解をいただいて何ら疑問はないと、こう存ずるところでございます。具体的にそれらの文言をどう理解し、どう施行するかということは、当局の権限の中にあると、こう言えると思えます。

林道に接する場所とは、そのまま林道に接する場所でありまして。その場所の大きさが、たった1平米ぐらいのものまで規制するのかわからないのかということ、それは当局の権限の中

にあって、施行で定めていただければいいと。具体的には、下田クリーンセンターの990平米は、土地利用のことにになりますけれども土地利用の審議をし、870のふれあいの下田の残土処理は対象にしないと、こういうことは当局が現実に行っているわけでありますから、こういうことの恣意的なことが行われないように、きっちり施行のほうで定めていただいて公平な行政を進めていただければ何ら問題はないことであると思います。

それから、15本の林道を1本の条例でまとめるのは問題がありはしないか、こういうことでございますが、各市においても林道というのは1本ではございません。それぞれ多数の林道施行の中で下田市と同様のあるいはそれ以上の林道を持っているわけであります。林道ごとに管理条例をつくっているあるいはそういう指導を国や県がしているというようなところはどこにもございません。市の施設である限り、公平に同じように管理条例で扱っていくと。それぞれの林道の性格の違いは、それぞれ施行の段階で工夫して管理していく、こういうことが求められているのではないかと思います。管理条例を何本もつくるというような自治体は日本国どこにもないと、こう明言していいかと思います。

答弁漏れはございましたでしょうか。

○議長（増田 清君） 4番。

○4番（土屋雄二君） 私は、1本化する、1本でくくるのは難しいというのであって、落合の道路というのは夏場だけ通るわけではなくて、ふだんから林業道路というよりも、一般道路化しているのが現在の状態だと思います。

それで、いろいろな林道があってよいというような発言でしたが、林道条例に入れるのなら、例えば落合縄地線を林道条例から外すとかするような行為があったほうが明確ではないか、条例としてやっていくのなら。どこの地域でも不備なまま、いろいろな種類の林道があるんだよというのではなくて、下田市の条例を今つくろうとしているのであって、そういう部分が必要ではないかと思います。

それから、大型車両について、林業に関したものの以外の大型車を規制するという解釈ですか、発言は。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○4番（土屋雄二君） それから、この条例がここで可決されますと、先ほどの発言によりますと、当局が文言については修正するというあれでしたのですが、この議場で通ったらこのまま条例化されるんじゃないんですか。

○議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

○1番（沢登英信君） 文言を修正する気なんか一つもございません。正しいものを提案したと考えております。その理解が、文言の理解に疑義があると土屋議員おっしゃっているわけですね。どういう疑義があるのかということは、内容は明確には述べられなかったと思うんですが、疑義があると。それをどういうぐあいに解釈するかというのは細かなことになりますので、運用の段階の問題になりますので当局の権限の中にあるんですよと、こういうお答えをしたわけです。私の権限の中にはない、当然議員の中にはそんなものはない、これを執行する当局のほうにあるんです。

それから、もう一つご質問がございましたので、例えば生活道路化しているのが林道ではなく一般道にしたらどうかと。これまた私の権限ではございませんで、当局の権限のうちにあるわけでありまして。落合縄地線が林道ではなく、森林の振興のための道路ではない、一般道だ、こういうことであれば一般道の規則にのっとった構造令を持った道路として作りかえ、一般道にしていただく、こういうことになるわけでありまして。現在は森林法に基づく林道の基準に従った構造令によります道路としてつくられ供用されていると、こういうことではございますので、基本的にはどういう通行がありましても林業施業者がその道路の周りに林業地というのが法律で定められているわけですから、林道をつくるためには。ですから、周辺というのはどこかというのは、法律で既に定められている、だれのたれ兵衛のこういう林地、あるいは下田市のこういう森林植林地と、こういうぐあいに地域が定められて、それを振興するために林道が必要なので道路を通してあると、こういう枠組みの中での林道でございます。ですから、周辺地等の理解も、その法律に基づいた理解をしていただく、何ら問題はないと私は考えるものであります。

以上です。

○議長（増田 清君） 4番、3回目です。

○4番（土屋雄二君） 文言の、私はこれを直す気はないと。提出者ですから、当然完璧なものを出されるというのは理解できます。理解できない部分については、当局が細則をつくるか準則をつくるかという解釈でよろしいですか。

○1番（沢登英信君） 施行令でこれを実施する、どういう手続の申請書を出してもらうかとかですね。

○4番（土屋雄二君） それから、先ほどの落合縄地線なんですけど、現在の計画が進められているわけですが、一般道として、私の解釈は。それなら、条例化する前に外すのが筋じゃないかと私は思います。

○議長（増田 清君） 答弁は質問が終わってからにしてください。

○1番（沢登英信君） 土屋議員への答弁は、済みませんが、私はできかねると。むしろ市長に答弁をいただいたらいかがかと思えます。そういう内容のご質問かと思えます。林道として台帳に登録されております道路は、林道として管理するというのが建前かと思えます。それを外すということにつきましては、執行権といいますか、そういう、外していいような道路につくりかえまないとできないという事情があるかと思えますので、そういう検討は当局に、市長にさせていただくしかない、こう思えます。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

○9番（増田榮策君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、この林道条例は、下田市の中で大きな対象となる場所は国道、県道、そういう道路に接しておりますヒノキ沢林道及び寝姿林道だと思います。この林道条例、全国でいろいろありまして、いろいろな判決を見ますと、要するに林道というのは地方自治法244条の1項の公の施設に当たるのかどうかという裁判の争点がございます。ヒノキ沢林道及び寝姿林道、公の施設に当たるのか当たらないのか、その点を提出者はどのように考えておりますか、お伺いいたします。

第2点は、林道は開設時に周辺の山林所有者、こういう方が自主的に林道を開設するために出して、土地を無償で提供している場合が往々にしてありますよね。この際の所有者の負担というのを前提に考えますと、これは多くの、要するに幅広く使える山林であっても、あらゆる面から使えるものになったほうがいいわけでありまして、これを限定的に条例で縛るというのはいかがなものかと私は考えるんですが、そういう山林所有者等のご意見は聞いたことがあるのかないのか、お伺いいたします。

もう1点は、この条例は市長の裁量権が非常に多いわけですが、市長の裁量権が多いということは、市長の判断にひとつゆだねられているという前提があるわけですね。その点、余りにも市長の判断でこれを決める裁量権の範囲が過大ではないのかなと。むしろ条例をもし提出されれば、罰則等、こういったものをこの中の条例に入れたりとか、そういったもので裁量権の範囲が余りにも過大にならないような条例の中味をもう少し精査する必要があるのではないのかと私個人的に考えますが、その点いかがでしょうか。

○1番（沢登英信君） 3点ほどのご質問をいただいたかと思えます。

第1点目は、公の施設として条例化するのかと、こういうことでございますが、条例をつ

くるということは、基本的には公の施設として林道を考えると、こういうことになるかと思ひます。ただ、いろいろな形で議論がされておりますのは、ご案内のように林道というのは林業施業者の皆さんが自ら土地を提供して、そして林道をつくるあるいは作業道をつくる、こういうものに接続しておりますので、土地の所有権が個人のものだという林道もないわけではないわけです。そういう部分のものは、所有者の森林の範囲内での道路ということが特徴的な性格としてございますので、これまで公の施設なのかと、こういうような議論が当然出てきようかと思ひます。しかし、大型車が林業施業地として山に入ることができるような4メートル近くの幅員を持った道路というのは、当然それは国や県・市の関与、負担も伴って進められているわけでありまして、どこの市町村におきましても、そういう道路を含めて公の施設として扱って、法体系としては何ら矛盾がないだろうと、こういうことが定説となっていようかと思ひます。

それから、3点目だったでしょうか、当局に権限をゆだねるところが多過ぎるのではないかと、この点でございすが、一つのまちとして、このまちには大都会からの産廃を林地、林道を使って山の谷に埋めるといふようなまちづくりはしていないまちなんだと、こういうことを高らかに宣言する意味合いも含まれているわけです、こういう条例をつくるということではですね。そういう意味では、やはりどういふまちづくりをしていくのかということを経会が各地に宣言する、あるいは市民にお知らせする、こういう側面といふのは非常に重要な意味を持っているのではないかと思ひます。

実際の施行をいたしますのは、議会や議員ができるわけがございせんので、当然それは、そういう市民の意向を受けた執行当局、市長以下に頑張ってもらひ、こういうことになると思ひわけでありまして。そういう点におきましては、すべてを条例で議会が縛ってしまうということよりも、産業厚生委員会の皆さんのご意見も、4トン云々はもう少しトン数も実態の中から考えたらどうかと、こういうご意見もいただいたわけがございしますので、むしろ当局の裁量権を広げる、3月議会に出したのものよりも広げるといふ観点から提案させていただいてると、こういう内容がございします。

それから、最後のご質問は、何でしたかね。

○議長（増田 清君） 罰則及び……

○1番（沢登英信君） 罰則の件でございすが、現在林道管理条例がつくられている自治体で罰則を持っておりますのは、私の知るところでは市原市の林道管理条例に関する条例が全国で初めてで、ここだけだといわれていようかと思ひます。罰金刑をかけたとしても、たしか

30万程度の罰金ではなかったかと思うんですが、むしろ実態からいきますと、刑事罰を受けているという実態が多くあると思います。単に条例に違反するというだけではなくて、過積載の車を運行する、あるいは埋め立ててはいけない産廃、管理型の施設に埋め立てなきゃならないものを安定型の施設に埋め立てると。刑事責任を問われるという実態が多く出てきているわけでありまして。ですから、国や県と協力いたしまして、そういうものが伴っていかんと思いますから、市の段階では罰則規定を設けて罰金をいただくというようなことよりも、よく話し合いをしていただいて、そういう産業廃棄物の公害が起きないようにしていただくということに力点を置くほうが、よりよいのではないかと、運用上もスムーズにいくのではないかと。罰則規定の部分のところは刑事罰や法律に基づく罰則規定を告発していく、こういう姿勢のほうがよろしいかと考えて外しております。

以上です。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 今、説明者から説明があったわけですがけれども、林道というのは公の施設だとかいうご見解で、わかりました。

そうしますと、要するに林道の公施設を使用するに当たって、規制する権限があるかなしかということに尽きると思うわけですがけれども、この点、仮にいろいろな本件の条例が可決された場合、要するに市長の裁量権の範囲が争う裁判に、私は、なりはしないのかなと、こういうふうに思いますけれども、その点、提出者はどういうふうに考えますか。

もう1点は、使用目的を林道の使用目的を狭く、この条例で規制するということは、ヒノキ沢林道が一番最初のできたときのいきさつから考えますと、あそこは公の施設として、要するに石山のダンプ公害の粉じんの問題が、蓮台寺地区等、かなり長く紛争になったいきさつがございます。このために、何とかしてその解決策がないかということで、蓮台寺地区、大沢地区を含めた山林所有者、これらと話し合っただけで業者の負担を求めて、あの林道を開設したといういきさつがございます。そういう歴史的な流れから見て、あそこの規制をさらに狭めるということは、一度、ずっとそういう歴史的な流れを全く逆らったような狭める規制にならないのか。そういう面から見て、多少なりとも問題があるのではないのかなと私は考えますけれども、その点いかがでしょうか、この2点。

○1番（沢登英信君） ヒノキ沢林道が加藤組さんの採石場にかかわる蓮台寺地区温泉街を通ると、これではまちづくりに大変被害が出てくる、温泉街としてイメージダウンだと、こういう中で林道として開設がされたら、こういうことはご指摘のとおり歴史的な事実であろう

かと思います。それは、蓮台寺地区のダンプ公害を解消する、こういう側面と、途中まで既に林道が開設されていた、大沢地区の林道振興のために。そして、山を越えて大賀茂側へ抜けられるようにこの施策をつなげていったと、こういうことであろうかと思いますが、その道路がかえって産廃公害を引き起こしてきたと。結果として平成元年から今日までそのような状態が続いているということであれば、これは政策的に一定の規制をさせていただくということは当然ではないかと私は思うわけです。すべてのヒノキ沢林道の通行を禁止するというような姿勢には、どこにも立っていないわけであります。ハイキングとして利用されること、あるいは生活道路として利用されることについては何ら規制をしていない。いざ林道として使用をしようというときに、それがぶつかり合って林道として使用ができない、あるいは大都会からのダンプ公害が引き起こされるというような点については、何とかその部分で遠慮していただこうと、こういうことでございますので、ヒノキ沢林道沿線の事業者の営業権を侵害するというようなことにはもちろんならなくて、ご協力を業者の皆さんにいただいて、産業廃棄物によります公害や土砂によります公害が起きないようなまちづくりを進めていく、こういう趣旨でございますので、何か使用の内容の制限をすると、こういうようなことではございません。

それから、裁判にかけられて当局が大変苦しい立場に置かれるのではないかと、ある場合には敗訴ということになるのではないかと、こういうご指摘でございますが、条例なしに規制をするということを広く知らしめないでそのような措置をとった場合、裁判で敗訴しているというケースは間々あろうかと思いますが、しかし、きっちり条例化をして、市民に知らしめ、業者に知らしめ進めていったところで、裁判の結果敗訴するというようなことには、私の知る限りではなっていないのではないかと思います。そういうことから、国においても、県においても、条例化をして一定の規制をするという指導をしてきているというのが現状ではないかと思います。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 9番、3回目です。

○9番（増田榮策君） いろいろと考え方の違いがあろうかと思いますが、最後にお聞きいたしますが、林道というのは公の道路だということによろしいかと思いますが、提出者のご意見でございますが、ただ、林道といえども、車両を通すために道路をつくったのではありませんか。その点を条例で狭く解釈するということは、ある程度の業者から損害賠償または差し止めまたは撤廃等に関する訴訟に持ち込まれるおそれは、なきにしもあらずと私は考

えているんですが、林道といえども、交通車両を目的に開設していることは、これは事実だ
と思うんです。それで、提出者のもとにあるのは、産業廃棄物の持ち込みを阻止するための
林道の管理条例だと私は思うんですよね。もし産業廃棄物の管理を目的とする林道の開設で
あれば、これは産業廃棄物の許認可を管理監督する立場にある県の問題ではないんでしょ
うか。私は、その辺が、市とこの条例の今の提出の根本的な考えの違いがあるのではないの
かなと、こういうふうに思いますけれども、最後に提出者のご意見をお伺いしたいと思います。

○1番（沢登英信君） 具体的な、それぞれの各地でそういう議論と現実が生じているとい
うのは議員もご承知かと思います。

実体的に狭められて裁判になるのではないかという点につきましては、そういうことが起
きないように、起きても、きっちり理由が立って規制の理由が述べられるように、この条例
は整備をさせていただいたと、そう考えております。具体的には、理由がなくても訴えるこ
とはできるわけですので、それさえ阻止するという事は困難かと思いますが、条例の施行
については、関係する各種の団体等の方にもご理解をいただくという努力は当然必要かと
思います。それらについては、3月議会に提出したときから、委員会の皆さんも、森林組合
の方や実際に施業している方々のご意見もお聞きになって議論をしていただいたと、こうい
うぐあいに理解をしておりますので、今日初めて出てきたというものではなくて、3月議会
に出させていただきまして、その考え方や精神はそれなりに市民にお伝えいただいていたの
かな、業者の皆さんにも詳しいことは言えませんが、一部分伝わっているのではないかと
思います。

それから、済みません、最後の1点……

○議長（増田 清君） 県の問題ではということ。

○1番（沢登英信君） 現在の森林振興、林業振興を振興するために林道というのはあるわけ
ですね。それは、森林法や先ほど言いました基本法に基づいて森林振興のためにある。しか
し、現実には森林振興のためにつくった道路を利用して森林施業、森林が枯損する、破壊をす
るといような現象が一方で起きてきているのも事実だと思います。ですから、そういうこ
とについては一定の、起きないように規制をさせていただく、こういうことが今必要だと。
それで、ご案内のように、県知事が権限を持って、国からの受任事務として県知事が許可件
を持っているわけでありましたが、残念ながら多くのところで県知事が許可をしまして、
地元の住民が大変な産廃公害を受けているという現状が、ここ10年間ぐらいつと続いてき
ていようかと思っています。豊島の大変な事件もその一端かと思っています。県知事が許可して、県

はほかのミミズを育てるような事業で産廃の処理場じゃないんだという論争をしてきましたが、内容は、これは大変な産廃公害を引き起こして、10年余かけて処理をしなきゃならない、こういう事態になっているわけですので、林業を振興するために、今の時点で必要な大きな課題というのは、産業廃棄物公害を防ぐということが、林業の振興のためにも求められていると、こういうぐあいに考えます。

したがって、県知事がきっちりに対応して下さって不許可ということになれば、それはそれで一定の措置が、林業の条例にかかわらなくても、そこで一定の結論が産廃公害については出されるということになるかと思えます。しかし、現実には、なかなか地元の意見が県知事の側で受け入れられない、許可がされてしまうということが間々あるわけですので、そういう事態の中で各自治体が工夫をして、林道条例によります産廃の規制をし始めていると、こういう現状かと思えますので、あわせて県知事への対応、県の対応と、自らの権限で条例化して、自然豊かなまちづくりを進めていくということが必要であると、このように考えております。

以上です。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 林道管理条例につきましては、3月議会に沢登議員から議員発議という形で提案されまして、私たちの産業厚生委員会において審議しましたが、3月議会では審議し切れなかったということで継続審議ということにつきまして、6月までの3カ月の間に6回の閉会中の継続審査をいたしまして、現地視察だとかあるいは県の農林事務所ですかそれとか、あるいは森林組合等々現場の人たちの意見なんかも聞きながら慎重に審査をしてきました。その結果、いろいろな理由で6月の時点で沢登さん提案された林道管理条例案は採決することは難しいということで、形としては否決の形になったんですが、しかし、委員会一同、みんな林道条例の必要性そのものは認識し、一刻でも早く林道条例をつくろうというふうなことでは意見の一致を見たというふうな委員長報告を、補足説明という形でつけて委員長報告をしました。委員長報告の一番最後に述べたのは、「委員会は、公害防止協定の取り扱いの経緯などを見ながら下田市当局にも働きかけて、新たな林道管理条例案の策定に取り組み、早期制定を目指すことで意見の一致を見ました。」ということでありまして、この意見書にのって、委員会としても産業振興課に林道管理条例当局案をつくれというふうなことを要請し、実際にはたたき案と言うのが出てきて、私もそれを受け取り、これをもとにさらにまち

の理解等々を目指しながら林道条例をつくっていかうと。これが当局案になるのか、あるいは委員会だけで提案していくという形になるのか、いろいろな形は考えられますが、とにかく何とか具体化しようというようなことを進めようとしていたところでありました。そこにまた沢登さんの修正案というのも出てきまして、これも一緒に、修正案も、訂正案も、今回出された条例案も一緒に検討しようというふうなことで、なんとか委員会としてもそういう中でこれからやっていかうというふうに思っていたところで、議員のほうから、しかしそれにもかかわらず、どうしても6月議会に提案し採決してもらいたいというふうなことを受けました。そこで委員会でいろいろ協議もしまして、委員会のいろいろな皆さんの意見も聞きながら委員会としてもどうするのか協議しました。そういうふうな雰囲気は沢登議員のほうにもお伝えして、この議会ではなかなか難しい、次の12月までみんなでもう一回考えながらつくっていったほうがいいのではないかとというふうなことを提案しました。

ところが、議員のほうは、どうしてもこの議会でなければだめだ、この議会で否決されたらまた次の議会に出すよというふうなことで、我々の意見は受け入れられなかったわけなんです。そこで私が思うのには、どうしてもこの議会に通さなければならない、それほど強い理由があるのかどうなのか。我々としても、議員としてみんな必要性は認めているわけで、何とかつくりようとして動いている、そのような中で議員の修正案も参考しながら、何とかいい案で林道条例案をつくっていきたいと。また、しかしここにおいては、まだ産廃の営業許可の問題も最終的にどうなるのかははっきりしない部分もある。許可ということになってきますが、ここら辺の公害防止協定のほうの動きもまだはっきりしない。もし林道管理条例を今この時点で作ったときに、その公害防止条例のほうにどのように影響を与えるのかということについても、まだみんな議員としてのそれについての検討、はっきりした確認というのができていない、そこら辺ももう少し検討する必要があるだろう。とにかくこの時点でどうしてもつくりなければならない理由が本当にあるのかどうなのかというのが、率直な私の意見です。そこら辺がどうしても腑に落ちない、3カ月、次の議会でどうしてもだめなのか、もう少しみんな当局案なりいろいろ検討すれば、みんな、じゃ賛成してということで持っていけるような、要するにタイミングがあると思うんですが、ここら辺のところ、いろいろな条例案一つ一つにしても、我々は政治をやっているわけですからいろいろな要素があります。いろいろな要素を考えながらやらなければならない。タイミングも見計らいながらやっていかなければなりません。そこら辺のところの意見というか、感覚というか、とらえ方が違う、それについては議員とも議論もしましたが、そこら辺についてもう一度、私が今

言っている議員のほうのお考えをお聞かせください。

○1番（沢登英信君） 提案理由で申し上げましたように、そこに市が管理する施設があれば、条例がないということは異常な事態だ、当局の怠慢であるということをお知らせしました。鈴木議員は、その怠慢に手をかそうというのか、こういうことだと。地方自治法を見てみてくださいよ。子育て支援センターできた、それを管理する条例がないという状態が1年も2年も続いていていいのか、ばかなことを言っているんじゃないというのが、はっきり言いたいことです。施設があれば、それを管理する条例がそこに必要だと。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） ここにおられる方全員が産廃には反対であろうと思いますし、できないほうがいと願っておるということだろうと思います。そういう意味で、提案者の趣旨と申しますか、気持は十分理解できるものと。ただ、条例は産廃規制条例ということではなく、林道管理条例ということになっておりますので、当然産廃以外にもこの条例が及ぼす影響等が出るわけでありまして。

そこで、幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

第6条では「林道を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない」ということで、6項目ほど下に出ておるんですが、3が、ちょっと意味がよくわからないんですけども、4、5はよくわかります。「電柱、電線、高圧塔その他これらに類する工作物」、「用排水路、排水管、下水道管、上水道管その他これらに類する物件」、これ当然林道上にあるだろう、あるいは林道の地下にあるだろうということでは理解できます。

しかしながら、1、2の「林産物の集積所又は積載施設」、「工事用施設又は工事用材料置場」、これらが道路上に、道路の地下あるいは道路の上を占有するという想定がしにくいんですが、ここで言う林道の占有の中に、何ゆえに集積型工事用施設というのが、林道に接続する土地にこれらがあるということは理解できるんですけども、道路上にこれらが占有というのは、実体としては当然道路上のものは認められないんじゃないのかなということをお聞きしますが、そのところが一つ。

それともう一つ、木材等を作業道から切り出すと、通常積載広場といいますか、積載置き場をつくるわけでありまして、そこである程度木材がまとまった段階で搬出するわけですね。その搬出するときに大型車を使うということはないのかどうか、僕は林業については詳しくないんですが、そのようにいわゆる林産物を集積して運び出すときに大型車を使うというこ

とになれば、これ、林業を著しく不便するというので、そういう大型車を使う可能性というものが全くないものなのかどうか、こういうことをお尋ねしたいというのが2点目です。

それから、10条では「林業の区域内に施設等を設け」ということになっているんですが、この「区域内」という言葉がよくわからないですね。林道は道路ですから、その道路の区域内という、この言葉ですね。それから、「道路の占用」と言ったときの、この言葉の使い分けによる意味がよくわからない。道路の区域内ということは、どういうことなのか。当然道路上に施設なんかは認められないとは思いますが、ここのところの意味がよくわからないということです。

それから、11条、これは増田榮策議員の質問と少しかぶるのでありましょうけれども、「林道は又は林道に接続する土地において、施設等の設置又は道路の開設若しくは改良又は道路の形質を変更しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない」、当然林道に接続する土地は個人の土地がかなり、ほとんどそうなんだろうと思うんですが、そこに生活道路として使っている林道の場合は住宅を建てたり倉庫を建てたり、それはいろいろな利用方法があると思うんです、土地のね。そこが、すべて市長の許可というふうに私権の制限を余りにも広範囲にしているものかどうか。例えば産業廃棄物が国から県知事に行っているのは、産業廃棄物が催す、つくり出すであろう公害に対する配慮であり、建築基準法であれば、人が住むのであれば建物の安全性は確認しようじゃないか、そういうような形であるんだろうけれども、林道に接続する土地はとにかく、これを読むと何をやるんだって全部市長の許可を取らなきゃ何もできませんよと。作業道1本つくれませんよというような、余りにも私権の制限が広く強過ぎるんじゃないかという印象を持ったんですが、その点いかがですか。

○1番（沢登英信君） 答弁漏れがありましたらぜひご指摘をいただきたいと思いますが、林道の占用とはどういうことかと、こういうことでございますが、基本的には林道の占用は、林業者が木材を切り出すあるいは植林をするというときに占用願が出てこようかと思えます。したがって、その作業も1カ月あるいは2カ月にわたる、1週間で終わるということもあろうかと思いますが、まさにその業者がその道路を占用するということになります。したがって、道路の一部を隣接地とあわせて木材の集積所にする、あるいは大型車、トラックに積む場所として道路を使わせてくれと、こういう占用も出てくるわけです。ですから、その一定の期間は、その業者しか使えませんよと。したがって占用だと、こういうことになるわけですから、通行が、その業者以外は困難になるということも事情としては出てくるわけですので、占用の許可を取ってくださいと、こういうことになるわけです。ですから、道路だ

からだれでも通っていいんだ、制限はできないんだということではなくて、林業を行うためには材木を切り出し、それを大きなトラックあるいはトレーラーに積んでいくということが必要になりますので、そういう場所の提供として占有するということはあるわけです。それについては占有の許可を取ってくださいと。

したがって、この条例で林業施業者、林業をやっている人たちについての、恐らく10トン以上あるいはトレーラーを入れるというようなことは、大きな杉の大木を柱としてこぎ出したいというようなときは当然必要になってきます。4トン車や6トン車じゃ間に合わないよということはお出てきますので、それらについてこの条例は何ら制限をしているものではございません。制限をしているのは、土石、土砂の運搬とか産廃の運搬についての外部から入ってくる大型のものについて規制をさせていただきたい。林業そのものの施業に支障があるというようなことはございませんので、当然林業、木を切り出すということになれば、ご指摘のとおり大型トレーラーあるいは10トン車を使うということは想定されることであると思えますし、当然木を運ぶワイヤー、ロープウェイというんでしょうか、そういうものもつくって施業する場合もあるわけですので、そういう想定になろうかと思えます。

答弁漏れ、何かございましたでしょうか。

○3番（伊藤英雄君） 林道区域内という。

○1番（沢登英信君） 林道の区域内は、林道は起点、終点を表示するということが法律で定められております。したがって、現在のヒノキ沢林道も、入り口のところにここが起点、終点地点だというような表示がされていて、やってはいけないことの注意書きが、表示看板が立てられていると思います。そんな形で、起点、終点というのが法律によって定められて施行されていると、こういうことでございます。

○議長（増田 清君） 11条の接続する土地において市長の許可を得なければならない、これについて。

○1番（沢登英信君） 林道が基本的には森林の振興のための道ですから、林業以外に使われるということはほとんどの場合想定外と言ったらいいかと思うんですけれども、現実的にはそうではなくて、産廃場になったり、土砂捨て場になったり、いろいろな形態で使われるという現状が出てきているわけでありまして。したがって、それは個々にそのよしあしを市が判断できる、議論ができる、こういう条例にしていきたいということでありまして。出されたらすべて許可にするのかという、そういうことではなくて、業者ときっちり話し合っ、公害やそういうものが起きないような場をこの条例によって導き出していくと、そういう意図で

11条は想定してございます。

○議長（増田 清君） 答弁漏れございますか。

○3番（伊藤英雄君） いや、いいですか、再質問して。

○議長（増田 清君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 大型車が林道を使うことはあるよと。土砂、産廃の大型車だけを指定するよと。そこは第4条2号のただし書きの部分がそこに該当して、僕は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条というものがいかなるものか、まだ見ていないんですけども、それは提案者の沢登議員が言われた、いわゆる土砂や産廃だと、こういうことなのかなというふうに推測するんですが、このただし書きの前は「生活道路として使用するとき」なんですよ。産廃の自動車、土砂の運搬は、生活道路としてではなく、産業道路として使うというふうな理解になるんじゃないのかなと思うんですが、生活道路ではないのか。だから、ここの、もしそういうことであれば、2号のただし書きの部分というのは、おかしな話になるんじゃないかということが一つです。

公の施設だけれども一部占用で道路を全く利用ができない制限をすると、そういうことがあるので、その場合は市長の許可を受けなければならないということは了解しました。

区域内の話も、林道の起点と終点だということで理解をしたんですが、ここのもとの「通行の禁止又は制限」のところなんですが、そうしますと「区域内に施設等を設け」というのは、やっぱり今度は林道上に、いわゆる林道に、道路そのものに施設を設け、継続してやる時は制限をやるというのと占用との、つまり占用のところで工施用施設、工施用材料とか積載施設とあるんですが、これは道路上に「施設等を設け、継続」というのは、ここの絡みというんですか、占用との絡みではどういうことを想定しておられるのか。

それと、11条は、いかにしても乱暴だと思います。それは、林道は、基本的には林業に使うためにつくられた道路ではありますが、実態としてはさまざまな使われ方をしているわけでありまして、それらの実態を踏まえると、産廃だけが林道上にできるわけじゃなくて、それは住宅や店舗も含めて、それは倉庫ができる場合もあるだろうし、いろいろな活用を、それを無条件に何に使うにも全部市長の許可が必要だというのは、それは申しわけない言い方になるけれども、共産主義国家ならともかく自由主義国家において、そういう私権の制限というのは、僕はするべきではないだろうと。ただ、産廃のように周辺に公害を起こしたり何だりしてまずいやつは当然制限をかけなきゃならない。あるいは危険な建物は建てちゃいけないからということで建築基準法の規制をかける、これらはいいいけれども、この条文だと無

条件ですよね。接続する土地を使うなら全部市長の許可だと。これは余りにも私権の制限が強過ぎると思います。

○1番（沢登英信君） 繰り返しになるかもしれませんが、4条の「生活道路として」ということは、現在そこに施設があるわけですので、大型車を使って私はその会社に通勤するんだと、こういうことはあり得るわけですね。自家用車を持っていないよと。ダンプでその工場まで仕事に行くんだと。家の近所に自分の車庫を持っていて、そこに行くんだということは想定ができますので、それは特殊なケースかもしれませんが、大型車の生活道路としての使用だというようなことが言い張られたりする可能性というのはないわけではない、自動車である以上ですね。ですから、そういうような場合は常識的におかしいという判断はできるでしょうけれども、明確にしていこうということで、大型車を通勤自動車にするんだというようなことはだめですよと、こういう規定で設けてあるわけです。より一層明確にしていこうということでございますので、何ら制限、おかしいことはないと思うわけです。

それから、4条のほうの部分は、林道の占用、特に林業施業者が占用するということを想定しているわけです。ですから、産廃や土砂の業者が林道を占用するなんていうことは想定していないわけです、基本的に。現状も、許可がなく実態的には占用と同じような使われ方をしているわけです。ですから、実態的な占用のあり方に一定のメスを入れさせていただこう、制限をさせていただこうという、こういうことになるわけであります。

それから、基本的に林道沿線は、森林法に基づいて森林施業地の作業道としてあるわけです、基本的には。ほかの使われ方も、もちろん認めないわけではありませんが、法の体系がそういう仕組みになっておりますので、基本的にそこに宅地が前もってあるとか、何々があるということは想定外のことなんです。森林があるというのが想定でありますので、そういうところに新たな分譲地をつくるだとか、何々をつくるというような発想が出てきましたときには、市長に相談していただく、申請していただくというのは、当然のことだろうと思うわけです。林道沿線の森林施業地をほかの土地利用の形態に変えていくということは、1,000平米以上については土地利用というものがあるわけでありますが、先日も990平米でかけたり、870だとかけないとか、こんな恣意的な判断がございまして、そこら辺はきっちり接続する土地の利用についてはお話を業者からいただく、こういうことが必要かと思えます。

具体的には、1万平米以上の林地を森林法に基づいて許可なく伐採し産廃捨て場として許可なく進めたために、法に問われて罰を受ける、そしてまた、県知事の業務の停止を受ける

と、こういうことが現実には起きているわけです。しかもそれらは、森林法の手続は県知事の権限ですから、下田市が知り得なかった、対応ができなかった、こういう現実があるわけですので、林地の開発については日々その状況を業者として提供をしていただくと、こういうことが必要だと。11条はなくてはならない規定であって、私権の制限を強烈にするというような趣旨のものではないと、こうお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田 清君） 3番、3回目です。

○3番（伊藤英雄君） これで終わりますけれども、委員会付託ということなので、その辺の問題点を少し整理させていただいて、あとは委員会の審議に任せたいと思うんですが、4条では生活道路で使用するときなので、当然ダンプにいっぱい産廃や土砂を積んできたのが通勤ですよと言ったって、それで帰るわけですから、そこで仕事をしているわけじゃないでしょうから、ちょっと議論としては乱暴かなという気がします。したがって、括弧書きのところは必要ないんじゃないのか、生活道路でなければ当然頭のところで市長の許可を受けなければならないと、こういうことになっていくわけでありますから。

それから、10条のところは答弁漏れだけれども、道路の施設を、10条の禁止のところと6条の占用のところの関係がよくわからなかった。これは委員会のほうで整理をしていただきたい。

それから、11条は見解の相違なんですけど、面積によって制限を設けたりなんなりというのは当然あり得ることだろうと思うんですが、例えば、そこで畑をつくってみようかと。じゃ、畑をつくるんじゃ市長の許可を得なきゃいけませんよ、これもまたいかがなものかなというふうには思います。ここのところは本当に林道に——林道といっても、おっしゃるように法の趣旨は林業のためにつくられた道路で、ただ、実態としては生活道路もあれば、観光道路もあるわけで、いろいろな使われ方をしている中で、ある程度土地の自由使用というものがあって、それは量だとか用途による制限というのは理解できるけれども、一律制限というのは、しっかりと委員会のほうで審議していただきたいということで終わります。

○議長（増田 清君） 答弁必要ですか。

○3番（伊藤英雄君） はい。

○1番（沢登英信君） 11条の部分は、表現をしているだけで、どれだけの利用のものにするかというのは当然議論の対象になると。施行令等で当局に検討していただいたらよろしかろうというぐあいに判断しているところであります。ささいな生活上の農業のところまで、林

業と農業はつながっている部分があるわけですから、制限をしようということはこの提案の趣旨ではないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

説明者、ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時34分再開

○議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第43号～議案第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により、議案第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議案第44号 平成22年度下田市稲穂財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、私からは、議案第43号から議案第51号までの各補正予算につきまして一括してご説明申し上げますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議案第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正について、歳入で増額した主なものは、地方交付税の確定による追加交付、地域介護・福祉空間整備事業等施設整備交付金及び地上デジタル放送受信共聴施設改修補助による国庫支出金の増、安心子ども基金・地域子育て創生事業、新型インフルエンザワクチン接種事業及び緊急雇用創出事業に係る追加事業分に対する県支出金の増、不動産売払収入、ほのぼの福祉基金への民生費寄附金、教育振興基金等への教育費寄附金、さらに、介護保険特別会計等の特別会計決算に伴う一般会計への精算繰り入れ及び一般会計決算に伴う繰越金の確定による増、また、諸収入としまして、各一部事務組合の決算確定に伴う負担金の精算返還金、市町村振興協会から公共施設ユニバーサルデザイン化への助成金、公立保育所広域入所受託事業収入などによるものでございます。

一方、歳入で減額する主なものは、市税の現年度分確定に伴う個人市民税の調定減、児童手当、子ども手当等地方特例交付金の減、また、補助対象事業から事務費が除かれたことにより、須崎漁港、白浜漁港の水産基盤整備事業に係る県補助金が減額となっております。

歳出でございますが、主な補正内容について、全体的に人事異動に伴う職員人件費の調整のほか、2款総務費は5億円を超える大型追加補正で、平成22年度中の退職者等に係る退職手当特別負担金の増、地上デジタル放送移行に向けての対応、決算剰余金等を原資とした財政調整基金への積み立て、市役所庁舎の建設に向けた庁舎建設基金への積み増し、また、防災対策車の買い換え、地上デジタル放送受信共聴施設改修に対する補助金の追加などが主な内容でございます。

3款民生費は、1,000万円超の追加補正で、ほのぼの福祉基金積立金、緊急通報システム子機設置事業、小規模な介護福祉施設に対するスプリンクラー設備整備補助金、子育て支援ネットワーク事業などが追加の主な内容でございます。

4款衛生費は、約400万円の減額補正で、新型インフルエンザワクチン接種扶助費、清掃センターの小型ホイールローダー購入等による追加があるものの、人件費で約1,200万円の減額となるものでございます。

5款農林水産業費は、約760万円の追加で、国庫補助金に係る一括交付金制度導入に伴う農山漁村整備計画策定業務委託に対する300万円の追加が主なものでございます。

6款商工費は、約2,200万円の追加で、住宅リフォーム振興助成金の追加、下田観光宣伝用手提げ袋のリニューアル、緊急経済対策として観光協会へ1,000万円を超える補助金を追加し、また、市民文化会館前の公衆トイレ改修実施設計業務委託、外ヶ岡交流館・道の駅開国下田みなとの修繕やユニバーサルデザイン化などに対し300万円超の追加補正を盛り込み

ました。

7款土木費につきましては、約9,500万円の追加補正で、道路や河川、排水路等の維持補修、都市公園の維持や市営住宅の修繕など生活基盤整備に約3,200万円を追加し、また、土地購入や財源調整のため、平成15年度に土地開発基金から長期繰替運用により調達した資金について平成24年度が償還期限となっておりますが、これを繰上償還することとし、7,431万円を追加補正させていただきました。

8款消防費は、約400万円の追加補正で、職員人件費と組合負担金の変更による増額のほか、消防広域化に向けた協議会負担金を追加しております。

9款教育費は、約700万円の追加補正でございまして、職員人件費で約1,200万円の減額となるものの、寄附金を原資とした基金積み立てに1,100万円を追加し、また、小学校の洋式トイレ化について整備計画を前倒しして3校分の予算化を図りました。

なお、特別支援が必要な幼稚園児のために、緊急雇用創出事業を活用して支援員2名を新たに雇用する賃金を計上させていただきました。

11款の公債費は、長期債利子で償還予定額の確定により約560万円の減額となっております。

それでは最初に、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,096万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,735万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから6ページにかけて記載のとおりでございますが、主な内容につきまして補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、ピンク色の補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、9款1項1目地方特例交付金は、60万1,000円の減額でございまして、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増額と新設の子ども手当に対する児童手当及び子ども手当特例交付金は確定により34万7,000円の減、また、平成20年度創設の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収及び平成21年度創設の自動車取得税に係る時限的負担軽減措置による減収を補てんする

減収補てん特例交付金も確定により25万4,000円の減額となりました。

10款1項1目普通交付税は、交付額の決定により追加するものでございまして、基準財政需要額と収入額との差額であります交付基準額に調整額を加味した交付決定額は24億1,461万7,000円で、当初予算計上額21億円との差額の3億1,461万7,000円を追加するものでございまして、普通交付税額は昨年度と比較して9,765万5,000円、4.2%の増額となっております。

交付税算定に当たっての本年度の一般的特徴としては、雇用対策・地域資源活用臨時特例債の創設や、社会福祉費の増額に対し基準財政需要額が算定されたこと、また、財政力の弱い自治体に配慮した段階補正、人口急減補正等、算定方法の見直しが挙げられます。本市の場合、基準財政収入額の減額が基準財政需要額の減額を大きく上回ったこともさらに影響しているものと考えております。

14款2項7目の国庫・地域情報基盤整備費補助金は、442万円の追加でございまして、これは2011年（平成23年）7月の地上デジタル放送完全移行に向けて、受信共聴施設改修に対する補助金でございます。

15款3項1目の県費・統計調査費委託金の6万4,000円の追加は、港湾調査規則に定める事務の受託料、17款1項2目の総務費寄附金は50万円の追加で、下田出身で横浜市在住の方からの指定寄附でございます。

19款1項1目繰越金は前年度繰越金で、確定額が3億8,617万3,000円でございます。当初予算に8,000万円計上してありますので、今回3億617万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、総務課関係ですが、15款3項5目の県費・権限移譲事務交付金7,000円の追加は、3ページの補正内容に記載のそれぞれの事務に対する平成21年度実績に基づく交付金額の確定によるものでございます。

16款2項1目その他不動産売却収入は46万8,000円の追加で、河内と白浜地内の市有地売却収入、また、その他不動産売却収入は、高圧架空送電線接近樹木伐採のため、大賀茂地内の天然生林409本を東京電力に売却したものでございます。

20款4項4目の雑入は86万7,000円の追加で、内訳は、15節の保険金受入金の74万2,000円は自動車保険と建物保険合計3件分、16節の雑入の12万5,000円は共用車を1台購入したことによる環境対応車普及促進対策補助金でございます。

続きまして、税務課関係でございますが、1款1項1目の市民税・個人・現年課税分は

3,200万円の減額で、平成22年度市税収入見込みに基づく調定減によるものでございます。

4ページ、5ページをめぐっていただき、20款4項1目滞納処分費は22万1,000円の追加で、インターネット公売手数料を受け入れるものでございます。

続きまして、市民課関係でございますが、15款2項1目の県費・地域防災対策費補助金9万3,000円の追加は、防災対策車積載スピーカー購入費補助で4万4,000円、消防救急広域化研究協議会運営費補助で4万9,000円となっております。

20款4項3目の一部事務組合過年度収入は、平成21年度下田地区消防組合負担金精算分として300万7,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、福祉事務所関係は、17款1項3目の社会福祉寄附金310万円の追加は、ほのぼの福祉基金への指定寄附として、市内2名の方からご寄附をいただいたものでございます。

20款4項3目の民生費過年度収入89万7,000円の追加は、平成21年度障害者自立支援給付の国庫負担精算分として受け入れるものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、14款2項1目国庫・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は522万円の追加でございます。これは市内の小規模介護福祉施設におけるスプリンクラー設備整備費522万円を10割補助で受け入れるものでございます。

15款2項3目県費・保健衛生費補助金は205万8,000円の追加でございます。補正内容等に記載のとおり、特定健康課題支援事業ということで、がん検診新規受診促進事業に16万8,000円、新型インフルエンザワクチン接種助成事業に189万円の補助金を受け入れるものでございます。

18款1項4目の介護保険特別会計繰入金は576万7,000円の追加でございます。平成21年度介護保険特別会計決算の精算に伴うものでございます。

同6目の後期高齢者医療特別会計繰入金233万6,000円の追加も、平成21年度後期高齢者医療特別会計決算の精算に伴うものでございます。

続きまして、環境対策課関係でございますが、20款4項3目の一部事務組合過年度収入は551万8,000円の追加でございます。平成21年度南豆衛生プラント組合決算確定に係る負担金の精算に伴うものでございます。

続きまして、産業振興課関係でございますが、12款1項1目の水産業費分担金3万9,000円の追加は、須崎漁港水産基盤整備の工事費増額に対する分担金の追加1万3,000円、白浜漁港水産基盤整備の工事費増額に対する分担金の追加2万6,000円でございます。

15款2項4目の県費・水産業費補助金は225万円の減額でございます。これは須崎漁港

水産基盤整備事業事務費が補助対象から除外されたことにより150万円の減、また、白浜漁港水産基盤整備事業についても同様に225万円の減額となるものでございます。

6ページ、7ページをめくっていただき、15款2項5目県費・商工費補助金は300万2,000円の追加で、緊急雇用創出17事業に係る補助金でございます。

続きまして、観光交流課関係でございますが、15款2項5目の県費・地域支援推進事業費補助金は70万円の追加で、これは下田マリンフェスタ2010等への事業費補助で、70万円を市街地にぎわい創出事業補助金として受け入れるものでございます。

20款4項4目の雑入は100万円の追加で、公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金として市町村振興協会からの助成金を受け入れるものでございます。

続きまして、建設課関係でございますが、15款2項6目県費・住宅費補助金は1万8,000円の追加で、住宅改修建てかえ支援事業費県費補助率の変更に伴うもの、17款1項5目都市計画費寄附金は5万円の追加で、下田料飲組合からあじさい祭り売店収益金の一部を景観まちづくり基金へ指定寄附されたものでございます。

続きまして、学校教育課関係でございますが、15款2項2目の県費・児童福祉費補助金は150万円の追加で、安心子ども基金・地域子育て創生事業として、子育て支援活動関係研修事業、小学生子育て支援活動拠点整備事業に対して補助金を受け入れるものでございます。

同7目の県費・教育費補助金は15万円の追加で、21年度、22年度の2カ年にわたり人権教育研究指定校として白浜小学校が指定され、その研究のための経費を受け入れるものでございます。

17款1項6目の教育費寄附金は1,100万円の追加でございますが、市立小学校体育・スポーツ振興のため体育用具等整備費として市内のアイキ不動産株式会社から100万円を、また、北海道登別や洞爺湖を中心に幅広く観光事業を展開している野口観光株式会社から奨学振興基金へ1,000万円のご寄附をいただいたものでございます。

20款5項1目の民生費受託事業収入の187万円の追加は、平成21年に制定した下田市保育所広域入所実施要綱に基づき、保育所広域入所を受託事業として市外の児童を下田市の公立保育所で受け入れる受託事業収入でございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページ、9ページをお開きいただき、議会事務局関係で、1款1項1目議会事務の40万5,000円の追加は、4月の人事異動に伴う職員人件費でございます。

企画財政課関係では、2款1項7目0240事業の地域振興事業は465万円の追加と、2款1

項 9 目 0300 事業の財政管理事務 308 万 1,000 円の減額は人件費、2 款 1 項 15 目 0380 事業の財政調整基金は 3 億 7,656 万 4,000 円の大幅な増額補正でございまして、内容は、地財法第 7 条に基づき、繰越金 3 億 8,617 万 3,025 円の 2 分の 1 以上、1 億 9,400 万円の積み立てと、起債借りかえによる下水道利息軽減に伴う一般会計繰出金の減 800 万円、都合 2 億 200 万円に、今回の補正予算に係る歳入歳出差額分 1 億 7,200 万円を加えて計 3 億 7,400 万円、さらに、補償金免除繰上償還による長期債元利軽減分 256 万 4,000 円を積み立て、合計 3 億 7,656 万 4,000 円を財政調整基金に積み立てさせていただくものでございます。

なお、これにより、現時点での試算では平成 22 年度末の財政調整基金現在高は約 7 億円となるものでございます。

2 款 1 項 20 目 0405 事業のふるさと応援基金は、歳入でご説明申し上げました下田出身で横浜市在住の方からの指定寄附 50 万円をふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

2 款 5 項 1 目 0650 事業、統計調査総務事務の 259 万 5,000 円の減額は人件費、2 款 9 項 1 目 0910 事業、電算処理総務事務の 17 万 3,000 円の減額は住民税法改正作業委託の入札差金、同 0920 事業のネットワーク推進事業の 20 万円の減も庁内 LAN 用デバイス制御ソフト入札差金による減額、同 0923 事業、地上デジタル放送無線システム普及支援事業の 442 万円の追加は、地上デジタル放送受信のための共聴施設改修に対する補助金として、全額国庫補助金を財源に横川テレビ視聴者組合へ 211 万円、下大沢テレビ協会に 231 万円支出するものでございます。

11 款 1 項 2 目 7710 事業の起債利子償還事務 566 万 3,000 円の減額は、平成 21 年度分の起債の借り入れに伴う償還予定金額の確定によるものでございます。

12 款 1 項 1 目の一般会計予備費 3,000 円の追加は、今回の補正に伴う歳入歳出予算額の調整額でございます。

続きまして、総務課関係でございしますが、2 款 1 項 1 目 0100 事業、総務関係人件費は 1,232 万 5,000 円の追加で、職員人件費は 297 万 5,000 円の減で、退職手当特別負担金が 1,530 万円の追加となっております。

同 3 目 0140 事業の行政管理総務事務は 88 万 9,000 円の追加で、補正内容等に記載のとおり、地上デジタル放送対応関連の庁舎修繕料 36 万円、アナログテレビ処分リサイクルに 2 万 1,000 円、テレビ 8 台購入で 109 万 2,000 円を追加し、車両 2 台購入入札差金で 58 万 4,000 円減額するものでございます。

同 4 目 0172 事業の広報広聴事業は 54 万 4,000 円の減額で、広報「しもだ」印刷製本入札差金の減、同 6 目 0142 事業の庁舎管理事業は 57 万 1,000 円の追加で、不動産鑑定業務委託 16 万

5,000円は東本郷地内の取得予定土地に係る鑑定評価業務委託料、施設管理備品30万円の追加は別館図書閲覧室及び小会議室の空調機更新経費でございます。

同12目0350事業、工事検査事務702万6,000円は職員1名増員による人件費の増、同17目0390事業、庁舎建設基金は1億円の追加でございまして、新庁舎の建設に向けて当初予算計上額1億円にさらに1億円を積み増すものでございます。

続きまして、出納室関係でございますが、2款1項10目0320事業、会計管理事務は13万8,000円の減額で、職員人件費の減。

続きまして、税務課関係でございますが、2款2項1目0450事業の税務総務事務は343万3,000円の追加で、職員人件費で206万3,000円の追加、また、税務調査用車両購入関係で137万円の追加となっております。

10ページ、11ページをめぐっていただき、2款2項2目の0470事業、市民税課税事務の9万6,000円の追加は特別徴収義務者指定予告通知のための郵便料、同0471事業の資産税課税事務は35万4,000円の追加で、税務調査のための緊急雇用創出・臨時雇い関係と地図情報閲覧システム子機設置設定業務委託関係が主な内容となっております。

同0472事業、市税徴収事務は222万1,000円の追加で、インターネットによる公売手数料が22万1,000円、市税還付金で200万円となっております。

続きまして、市民課関係でございますが、2款3項1目0500事業、戸籍住民基本台帳事務の608万8,000円の減額は職員人件費、同8項1目0860事業、地域防災対策総務事務は195万6,000円の追加で、職員人件費で36万円の減と、防災対策車購入に係る230万円の追加が主な内容でございます。

8款1項1目5800事業、下田地区消防組合負担事務は361万2,000円の追加で、負担金通常分で351万2,000円を追加し、また、消防広域化研究協議会運営負担金として10万円を追加するものでございます。

同2目の5810事業、消防団活動推進事業の52万8,000円の追加は職員人件費でございます。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款1項1目1000事業、社会福祉総務事務の150万6,000円の減額は職員人件費、同2目の1052事業、在宅身体障害者（児）援護事業は116万2,000円の追加で、平成21年度自立支援医療費の実績による返還金が、国庫分で72万6,000円、県費で43万6,000円となっております。

同5目1120事業、障害福祉サービス事業は21万9,000円の追加で、平成21年度障害福祉サービスの実績による精算返還金でございます。

同 6 目のほのぼの福祉基金は、寄附金 2 件分を積み立てるもので310万円の追加、同 2 項 1 目1202事業、在宅老人援護事業は252万円の追加で、緊急通報システム端末装置16台を新規に購入するものでございます。

同 4 項 1 目の1750事業、生活保護総務事務は221万2,000円の減額で、職員人件費が209万円の減、車両購入入札差金で12万2,000円の減となっております。

続きまして、健康増進課でございますが、3 款 2 項 6 目の1410事業、指定介護予防支援事業は38万円の減額で車両購入に係る入札差金、同 7 目1420事業の介護保険施設等対策事業は522万円の追加で、国庫からの10割補助により市内の小規模介護福祉施設 1 施設にスプリンクラー設備整備に対して補助金を支出するものでございます。

同 6 項 1 目の1850事業、国民年金事務は30万8,000円の減額で職員人件費、同 7 項 1 目の1901事業、国民健康保険会計繰出金は人事異動による職員人件費分で135万5,000円の減額、同 8 項 1 目の1950事業、介護保険会計繰出金の15万1,000円の減額は職員人件費分で15万5,000円の減、事務費分は4,000円の追加でございます。

同 9 項 1 目の1960事業、後期高齢者医療事業は199万円の減額で、静岡県後期高齢者医療広域連合派遣職員の人件費で15万1,000円の追加、広域連合負担金で214万1,000円の減額となるものでございます。

1965事業、後期高齢者医療会計繰出金は134万2,000円の減額で人件費分の減、4 款 1 項 1 目の2000事業、保健衛生総務事務の915万3,000円の減額も職員人件費、12ページ、13ページをめくっていただき、4 款 1 項 2 目の2022事業、伝染病予防事業の448万円の追加は新型インフルエンザへの対応で、通知用郵便料で16万円、ワクチン接種扶助料が単価3,600円で1,200人分、432万円を見込んでおります。

同 2 項 1 目の2150事業、健康増進事業の20万円の追加は、国・県の10割補助による平成21年度女性特有のがん検診推進事業費確定による国庫返還金が19万6,000円、健康増進事業費確定による県費返還金が4,000円でございます。

続きまして、環境対策課関係ですが、4 款 3 項 1 目の2250事業、清掃総務事務239万8,000円の減額は職員人件費、同 3 目の2280事業、ごみ収集事務27万1,000円の減額は職員人件費で37万8,000円の減、また、リサイクル古着類の運搬旅費で 9 万6,000円、通行料で 1 万1,000円追加するものでございます。

2281事業、ごみ収集車両管理事業は351万2,000円の追加で、これは現在使用中の場内特殊車両が購入後32年経過して老朽化によるふぐあいが発生しており危険性が高いことから、作

業員の安全確保と作業効率を高めるため、新たに小型ホイールローダーを購入するものでございます。

同4目の2300事業、焼却場管理事務は35万6,000円の減額でございまして、職員人件費で39万4,000円の減、焼却灰の再生施設視察旅費で3万8,000円の追加となっております。

続きまして、産業振興課関係でございしますが、5款1項2目の3050事業、農業総務事務は35万円の減額で職員人件費、同5目の3200事業、農用施設維持管理事業は411万1,000円の追加で、内訳は職員人件費で321万1,000円の追加、稲梓地区の用水路修繕で40万円、各地区からの要望に基づく農業用施設維持補修用資材購入に50万円となっております。

同6目の3250事業、基幹集落センター管理運営事業は25万4,000円の追加で、会議室の照明灯修繕と和室の畳表の取りかえでございまして。

5款2項3目の3450事業、保健休養林管理事業の15万円の追加は、爪木崎自然公園内のあずまや、フジ棚の処分委託料でございまして。

同4項1目の3700事業、水産振興事業の5万7,000円の追加は、水産関係事業費の変更増額による県漁港漁場協会負担金の追加、同2目の3750事業、漁港管理事業は25万9,000円の追加で、職員人件費が54万1,000円の減、漁港施設維持補修工事に80万円を追加しております。

同3目の3800事業、須崎漁港水産基盤整備事業は10万5,000円の追加で、事業費の内示変更により工事費を変更するもの、3801事業、白浜漁港水産基盤整備事業の300万円の追加は、農山漁村地域整備計画策定業務委託費で、これは現在の水産基盤整備計画が平成23年度で終了すること、あわせて補助金制度改革による一括交付金制度が導入されることを視野に、今後3年から5年の水産基盤整備計画を策定するための予算でございまして。

続きまして、6款1項2目の4050事業、商工業振興事業は300万円の追加で、当初予算に500万円計上した住宅リフォーム振興助成事業について追加経済対策として補正措置するものでございまして。

同5目の4180事業、緊急雇用創出対策事業は13万5,000円の追加で、緊急雇用創出事業直接実施分の雇用者に係る社会保険料等でございまして。

続きまして、観光交流課関係でございしますが、6款2項1目の4200事業、観光総務事務の31万1,000円の減額は、職員人件費で1万9,000円増、車両購入入札差金で33万円減額となるものでございまして。

同2目の4250事業、観光振興総務事務は1,240万円の追加で、下田の宣伝効果を高めるた

め「伊豆の太陽」と「お吉袋」の手提げ袋のリニューアルに80万円を計上し、また、水仙まつりなどへの誘客推進を図るため、下田市観光協会に補助金1,160万円を追加して、インパクトのあるプランニングにより観光振興を推進していくものでございます。

また、4251事業、観光振興対策事業に224万3,000円を追加措置し、首都圏のローカル局等を通じての電波宣伝に15万円、緊急雇用創出事業による観光イベントサポート業務委託に109万3,000円、静岡空港を利用した中国人観光客の誘客を視野に、中国語パンフレット等作成業務委託に55万円、早春の下田をテーマにした写真コンテスト業務委託に45万円を計上しました。

4252事業、観光振興推進事業は91万1,000円の追加で、伊豆観光圏整備推進事業費負担金として、構成市町負担金479万3,000円のうち、均等割で47万円、平成20年度を基準とした交流客数割で44万1,000円、合計91万1,000円を負担するものでございます。

6款2項3目の4350事業、観光施設管理総務事務の150万円の追加は、市民文化会館前の公衆トイレ改修のための実施設計業務委託料でございます。

14ページ、15ページでございますが、6款2項4目の4380事業、外ヶ岡交流館管理運営事業は170万円の追加で、会議室外部シール取りかえ修繕に50万円、静岡県市町村振興協会助成金100万円を財源に、公共施設のユニバーサルデザイン化推進事業としてピクトグラムを取り入れた外壁表示板作成設置業務委託に120万円追加するものでございます。

続きまして、建設課関係でございますが、建設課関係の追加補正は、社会資本・生活基盤整備とともに、経済対策も念頭に入れた内容となっております。

7款1項1目の4500事業、土木総務事務の91万9,000円の減額は、職員人件費で137万1,000円の減、原材料費のコンクリート境界ぐい、金属プレート購入に63万8,000円の追加、車両購入入札差金で26万6,000円の減額でございます。

同2項1目の4550事業、道路維持事業は2,160万円の追加でございますが、内訳は、地区要望に対応するための修繕料で200万円、市道坂下和歌の浦線等の舗装補修、道隈線のトンネル補修、上大沢線ののり面保護など、地区要望に対応するための市道維持補修工事費に1,930万円、また、市道維持補修原材料費で30万円を追加計上させていただきました。

同2目の4570事業、交通安全施設整備事業は140万円の追加で、各地区からの要望にこたえるための増額でございます。

同3項1目の4800事業、河川維持事業は423万9,000円の追加で、修繕料で20万円、河川のしゅんせつなど各地区からの要望に対応するため400万円を追加し、また、平成21年度河

川・海岸事業費の確定により河川協会負担金を3万9,000円追加するものでございます。

同2目の4900事業、排水路維持事業は200万円の追加で、マンホールぶたの修繕等、各地区からの要望に対応するための補正でございます。

同5項1目の5150事業、都市計画総務事業の225万4,000円の減額は職員人件費、同2目の5180事業、伊豆縦貫道建設促進事業の39万6,000円の追加は、都市計画道路の廃止に伴う用途地域の見直し及び伊豆縦貫道敷根インターチェンジ関連で廃棄物処理施設の都市計画変更決定に伴う都市計画原案策定業務の委託料でございます。

同4目の5250事業、都市公園維持管理事業は140万円の追加で、市内各公園設備修繕で100万円、中村東公園の公衆トイレ下水道接続工事のため40万円追加したものでございます。

同7目の5465事業、景観まちづくり基金は5万円の追加で、下田料飲組合からの寄附金を景観まちづくり基金に積み立てるものでございます。

同8目の5470事業、公共用地取得特別会計繰出金の7,431万円の追加は、平成15年度に土地開発基金から長期繰替運用により借り入れた資金について平成24年度が償還期限となっておりますが、長期繰替運用の取扱解釈の変更もあり早期返済が望ましいことから、平成23年度、平成24年度の償還予定額それぞれ3,715万5,000円、合計7,431万円を繰上償還することとしたものでございます。

7款6項1目の5500事業、下水道会計繰出金は800万円の減額でございまして、これは下水道事業特別会計において長期債利子が約800万円減額となったため、一般会計繰出金を減額させていただくものでございます。

同7項1目の5600事業、市営住宅維持管理事業は120万円の追加で、旧大沢市営住宅の室内修繕、新大沢市営住宅の給湯器修繕ほか、各市営住宅の修繕費を計上いたしました。

続きまして、学校教育課関係でございますが、3款3項3目の1550事業、公立保育所管理運営事業の160万円の減額は、職員人件費で228万円の減、保育所児童特別支援のため緊急雇用創出分の臨時雇い賃金で68万円の追加となっております。

同4目の1600事業、民間保育所事業は4万8,000円の追加で、平成21年度民間保育所運営費負担金精算による国・県返還金でございます。

同5目の1650事業、地域保育所管理運営事業の879万5,000円の追加は職員人件費、同8目の1746事業、子育て支援ネットワーク事業は150万円の追加で、歳入でご説明申し上げました安心子ども基金・地域子育て創生事業費県補助金150万円を財源に、子育て支援関係者研修事業に90万円、子育て支援活動拠点整備事業関係に60万円予算計上し、ネットワーク事業

の積極的な展開を推進するものでございます。

9款1項2目の6010事業、教育委員会事務局総務事務は11万5,000円の追加で、職員人件費で6万8,000円の減、また、小・中学校児童生徒対外派遣費補助金として18万3,000円を追加計上いたしました。

同5目の6040事業、教育振興基金は100万円の追加で、アイキ不動産株式会社からの指定寄附金を教育振興基金に積み立てるものでございます。

同6目の6045事業、奨学振興基金は1,000万円の追加でございまして、北海道の野口観光株式会社からの指定寄附金1,000万円を奨学振興基金に積み立てるものでございます。

9款2項1目の6050事業、小学校管理事業は442万円の追加で、職員人件費が24万3,000円、12月15日に市民文化会館で予定している劇団四季による「マンマ・ミーア」観劇のため、市内6小学校6年生の送迎用車借上料で17万7,000円、また、稲梓、大賀茂、白浜小学校のトイレの洋式化改修工事の前倒しということで400万円を予算措置させていただきました。

同2目の6090事業、小学校教育振興事業の100万円の追加は、先ほどご説明申し上げましたアイキ不動産株式会社からの指定寄附金100万円を財源に、市内5つの小学校の体育用消耗品に41万6,000円、6小学校の体育教材備品購入に58万4,000円を予算配当するものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください、9款2項2目の6092事業、白浜小学校人権教育研究事業は15万円の追加でございまして、白浜小学校が平成21年度、22年度の人権教育研究指定校として指定されたことから、県費教育費補助金を財源に研究発表会を行うための予算措置でございます。

同4項1目の6250事業、幼稚園管理事業は228万9,000円の減額で、職員人件費が326万1,000円の減、緊急雇用創出事業による幼稚園特別支援員2名の臨時雇い賃金で97万2,000円を追加計上するものでございます。

同7項1目の6800事業、学校等給食管理運営事業の956万2,000円の減額は職員人件費でございます。

続きまして、生涯学習課関係でございますが、9款5項1目の6350事業、社会教育総務事務は106万5,000円の追加で職員人件費、同5目の6550事業、公民館管理運営事業は22万4,000円の追加で、中央公民館キュービクル修繕に20万円、また、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会出席に係る旅費と負担金で2万4,000円を追加するものでございます。

同7目の6650事業、市史編さん事業は17万円の追加で、下田市史編さん委員により下田市

史を広くご案内するための講演会を開催するための費用12万円と、近現代・通史の編さんに係る資料のコピーどりのため複写機使用料5万円を追加するものでございます。

同6項1目の6701事業、社会体育活動推進事業は15万円の追加で、12月4日土曜日に静岡市で行われる第11回静岡県市町対抗駅伝競走大会に参加する選手、スタッフの旅費日当と駅伝の練習を指導するコーチングスタッフ謝礼分として体育協会に補助するものでございます。

同2目の6750事業、吉佐美運動公園管理運営事業の35万円の追加は、吉佐美運動公園の防球ネットが破損しボールが場外に飛び出し危険なため修繕するものでございます。

続きまして、監査委員事務局関係でございますが、2款6項1目の0700事業、監査委員事務は86万5,000円の追加で職員人件費の増額でございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（増田 清君） 議案説明の途中ですが、ここで午後1時10分まで休憩します。

午後 0時 8分休憩

午後 1時10分再開

○議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、当局の議案説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、午前中に引き続きまして、議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の59ページをお開き願います。

平成22年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、60ページ、61ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の18ページ、19ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、3款1項1目繰越金は9万4,000円の追加で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、5款1項1目の稲梓財産区予備費は9万4,000円の追加で、補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の71ページをお開き願います。

平成22年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,190万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、72ページ、73ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の20ページ、21ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項1目の繰越金は20万4,000円の追加で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、4款1項1目の駅前広場予備費は20万4,000円の追加で、補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の83ページをお開き願います。

平成22年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,431万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ1億1,448万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、84ページ、85ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の22ページ、23ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般会計繰入金は7,431万円の追加でございますが、これは、土地開発基金から長期繰替運用として平成15年度に予算編成補てん財源分1億9,000万円を借り入れ、また、吉佐美グラウンド用地取得財源分として5,770万円を資金調達したところでございますが、その未償還元金7,431万円につきまして、平成23年度、24年度の残り2カ年で償還する計画でしたが、長期繰替運用の取り扱いに関する財務解釈の変更により、できる限り早期の返済が望ましいということから、平成22年度において繰上償還することとし、7,431万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、2款1項1目の土地開発基金繰出金は7,431万円の追加で、歳入でご説明申し上げました理由により、基金返済分として土地開発基金に繰り出すものでございます。

なお、9月補正後における平成22年度末の土地開発基金現在高は2億7,665万7,285円と見込んでおります。

以上、大変雑駁でございましたが、議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の95ページをお開き願います。

平成22年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,776万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、96ページ、97ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説

明させていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の24ページ、25ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目4節の一般被保険者国民健康保険税医療給付費分滞納繰越分は100万円の減、同5節一般被保険者国民健康保険税後期高齢者支援金分滞納繰越分は280万円の減、同6節一般被保険者国民健康保険税介護納付金分滞納繰越分は50万円の減、1款2項1目4節の退職被保険者等国民健康保険医療給付費分滞納繰越分は60万円の増、同5節退職被保険者等国民健康保険税後期高齢者支援金分滞納繰越分は5万円の減、同6節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分滞納繰越分は1万円の減で、滞納繰越分の繰越調定決定によるものでございます。

続きまして、3款1項3目の国庫・特定健康診査等負担金は14万9,000円の追加で、平成21年度特定健康診査負担金精算確定によるもの、3款2項1目の国庫・特別調整交付金は157万5,000円の追加で、国保連合会被保険者マスターの変更による電算システム改修に係る交付金でございます。

9款1項1目の事務費等繰入金は135万5,000円の減額で、4月1日の人事異動による職員人件費分、10款1項1目の繰越金は1,013万円の追加で、国保分に係る前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目8300事業、国民健康保険総務事務は182万6,000円の追加で、内訳は、職員人件費に25万1,000円、特別調整交付金を財源にした電算システム改修業務委託に157万5,000円となっております。

同2項1目の8321事業、国民健康保険徴収事務は160万6,000円の減額で職員人件費、4款1項2目の8440事業、前期高齢者納付金は国保加入者が社会保険診療報酬基金に支払う調整額で、加入者1人当たりの金額が増額となったため、3万9,000円を追加するものでございます。

11款1項3目の8530事業、国民健康保険償還金事務は629万9,000円の追加で、補正内容等に記載のとおり、前年度退職者医療・療養給付費超過交付金返還金が344万3,000円の減、一方、前年度一般医療・療養給付金超過負担金返還金で974万2,000円の増額となっております。

12款1項1目国民健康保険予備費は18万1,000円の追加で、補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の113ページをお開き願います。

平成22年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,345万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、114ページ、115ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の26ページ、27ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、8款1項一般会計繰入金、4目1節の職員給与費等繰入金は15万5,000円の減額で職員人件費分、同2節の事務費等繰入金は4,000円の追加で平成21年度決算確定に伴う事務費等の見直し分でございます。

同2項1目介護給付費準備基金繰入金は241万9,000円の追加でございまして、平成21年度決算確定による精算調整額でございます。

9款1項1目繰越金は792万7,000円の追加で平成21年度決算確定による繰越金、10款3項5目1節の介護保険過年度収入は225万7,000円の追加で、国庫支出金の精算により154万1,000円、県支出金の精算により71万6,000円を過年度収入として追加するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の9200事業、介護保険総務事務は15万5,000円の減額で職員人件費、7款1項2目の9396事業、第1号被保険者保険料還付金は37万6,000円の追加で、これは平成21年度決算に含まれる保険料の還付未済額を追加計上したものでございます。

同3目の9397事業、介護保険償還金事務は646万4,000円の追加で、平成21年度決算の精算確定に伴い、国庫返還金が129万8,000円、支払基金返還金が451万7,000円、県費返還金が64万9,000円となるものです。

7款2項1目の介護保険一般会計繰出金は576万7,000円の追加でございまして、平成21年度決算に伴い介護給付費分で163万6,000円、介護予防地域支援事業分で67万3,000円、地域支援事業の包括的・任意事業分で42万5,000円を追加し、人件費分は24万9,000円の減、事務

費分で328万2,000円の追加、合計576万7,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の127ページをお開き願います。

平成22年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,841万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、128ページ、129ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の28ページ、29ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料現年度分は995万円の追加、同2目1節の後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料現年度分は1,125万5,000円の減額で、これは現年調定分で6,292万円、過年度の現年調定分で61万5,000円、合計6,353万5,000円と見込み、現計予算額7,479万円との差額を減額するものでございます。

同2節の後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料滞納繰越分は7万6,000円の追加で、滞納繰越額約200万円、収納率は70%と見込み、滞納繰越調定額は140万円と試算しております。

3款1項1目の事務費繰入金は134万2,000円の減額で人事異動に伴うもの、4款1項1目の延滞金は20万円の追加、同2項1目の保険料還付金の50万円の追加は過年度の更正によるもので、後期高齢者医療広域連合から保険料還付金を受け入れるものでございます。

5款1項1目繰越金は128万9,000円の追加で、繰越確定額の329万円と現計予算額との差額分でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の8700事業、後期高齢者医療総務事務は134万2,000円の減額で職員人件費、2款1項1目の8750事業、後期高齢者医療広域連合納付金は207万4,000円の減額でございますが、現年度分保険料等の減額に伴い納付金も減額となるものでございます。

3款1項1目の8760事業、保険料還付金の50万円の追加は、保険料の更正による還付で50万円を見込んだものでございます。

3款2項1目の8780事業、他会計繰出金は、平成21年度決算の精算確定に伴う事務費繰越分を一般会計へ繰り出すもので、233万6,000円の追加でございます。

4款1項1目の後期高齢者医療予備費は、補正予算に係る歳入歳出財源調整でございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の145ページをお開き願います。

平成22年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,573万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、146ページ、147ページ記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の30ページ、31ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、4款1項1目の繰越金は23万6,000円の追加で、繰越確定額28万1,000円から当初予算計上額の4万5,000円を差し引いた23万6,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、3款1項1目集落排水予備費は23万6,000円の追加で、補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の157ページをお開き願います。

平成22年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる

ということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,389万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明申し上げます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2表地方債補正によるということで、お手数ですが予算書の160ページをお開き願います。

地方債の補正・変更は1件でございますが、地方債残高軽減のため、公共下水道事業債のうち特別措置分の借入額の削減を図るものでございまして、限度額を3億3,780万円から500万円減額して3億3,280万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

なお、補正後における公共下水道事業債の平成22年度末現在高見込みにつきましては、お手数ですが予算書の173ページをめぐっていただきまして、平成21年度末現在高が81億5,931万4,000円で、本年度中に3億3,280万円を借り入れ、一方、本年度中の償還額は6億8,925万7,000円と見込み、差し引き3億5,645万7,000円の軽減となり、平成22年度末現在高見込みは78億285万7,000円と見込むものでございます。

ちなみに、10年前の平成12年度末における起債残高と比較しますと約14億5,000万円軽減されております。

それでは、予算書の157ページに戻っていただきまして、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の158ページ、159ページ記載のとおりでございますが、主な内容につきましては補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の32ページ、33ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金は800万円の減額で、平成21年度下水道事業債の借入利率確定により利息の軽減が図られたことなどにより、一般会計からの繰入金を減額させていただくものでございます。

6款1項1目の繰越金は1,139万4,000円の追加で、21年度決算の確定に伴うものでございます。

8款1項1目1節の下水道事業債は500万円の減額で、先ほど地方債の変更でご説明申し上げました理由により減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の8800事業の下水道総務事務は30万円の減額で職員人件費、1款2項1目の8810事業、下水道管渠維持管理事業は208万円の追加でございます。補正内容等に記載の修繕料100万円はマンホール4カ所の修繕、台帳整備業務委託80万円は下水道台帳システムの保守更新、パソコンの購入は旧型モデルをXPに更新し、あわせてデータ移行を行うものでございます。

同2目の8820事業、下水道施設管理事業は170万4,000円の追加で、内訳は、下田浄化センターのナンバーツーの初沈スカムスキマの修繕に300万円、水質検査業務委託の129万6,000円の減額は入札差金でございます。

2款1項1目の8830事業、下水道幹線管渠築造事業の184万5,000円の減額と、同3目の8832事業、下田浄化センター等更新事業の451万円の減額は、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

3款1項2目の8860事業、下水道起債利子償還事務は84万2,000円の減額で、これは平成21年度事業債2件分の借入利率確定によるもので、当初予算では利率を3%と見込んでおりましたが、利率が1.8%と2.0%という低利での確定となったため、利率軽減効果分を減額するものでございます。

4款1項1目の予備費は210万7,000円の追加で、補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの9件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（増田 清君） 上下水道課長。

○上下水道課長（滝内久生君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第1号の主な内容でございますが、収益的支出におきましては、人件費調整の増減、漏水調査業務委託料の入札差金の減額、決算確定に伴う減価償却費の減額、企業債利息見直

しによる増額でございます。

資本的収入及び支出におきましては、収入で分譲地開発に伴う水道負担金の増額、支出で人件費の調整、落合浄水場・武山配水場流量計改良工事の追加でございます。

まず、第1条でございますが、平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成22年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号は主要な建設改良事業として、改良工事費3億4,631万9,000円を3億5,388万4,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、支出で、第1款水道事業費用を415万円減額し6億7,810万6,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項営業費用を489万9,000円減額し5億4,161万8,000円に、第2項営業外費用を74万9,000円増額し1億2,748万8,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億2,305万5,000円」を「不足する額3億2,915万3,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,571万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,600万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億2,625万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億2,325万6,000円」に、「減債積立金8,108万2,000円」を「減債積立金8,989万3,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を146万7,000円増額し2億969万1,000円とするもので、その内訳といたしまして、第3項水道負担金を146万7,000円増額し146万8,000円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を756万5,000円増額し5億3,884万4,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を756万5,000円増額し3億6,177万5,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号は職員給与費1億722万9,000円を1億739万5,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1 款水道事業費用は、415万円減額し6億7,810万6,000円とするものでございます。

1 項営業費用は、489万9,000円減額し5億4,161万8,000円とするもので、内訳といたしまして、1 目原水及び浄水費9万円の増額は人件費の調整、2 目配水及び給水費189万7,000円の減額は人件費の調整と漏水調査業務委託入札差金の減額、3 目受託工事費4万2,000円の増額、4 目業務費11万4,000円の減額、5 目総係費2万円の減額は人件費の調整、6 目減価償却費300万円の減額は決算確定によるものでございます。

2 項営業外費用は、74万9,000円増額し1億2,748万8,000円とするもので、内訳といたしまして、1 目支払利息及び企業債取扱諸費93万9,000円の増額は見直しによるもの、2 目消費税及び地方消費税19万円の減額は資本的支出の増額に伴うものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入で、1 款資本的収入は、146万7,000円増額し2億969万1,000円とするもので、内訳といたしまして、3 項1 目水道負担金146万7,000円の増額は分譲地開発に伴う水道負担金でございます。

支出で、1 款資本的支出は、756万5,000円増額し5億3,884万4,000円とするもので、内訳といたしまして、1 項1 目改良工事費756万5,000円の増額は、落合浄水場、武山配水場の流量計改良工事の追加と人件費の調整でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は、867万8,000円増額し11億7,326万4,000円とするものでございます。支払資金は、675万8,000円増額し10億536万4,000円とするものでございます。この結果、資金残高は1億6,790万円を予定するものでございます。

8 ページ、9 ページは給与明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

10 ページ、11 ページは、平成21年度下田市水道事業確定貸借対照表で、さきの決算にて説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

12 ページ、13 ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

確定貸借対照表に補正第1号の予定額を増減したもので、12 ページ末尾に記載してありますように、資産合計は65億1,493万1,000円となるものでございます。

13 ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億1,493万1,000円となり、さ

きの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

14ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益7億4,006万2,000円から、2の営業費用5億3,221万9,000円を差し引きますと、営業利益は2億784万3,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益545万1,000円から4の営業外費用1億1,679万6,000円を差し引きますと、マイナス1億1,134万5,000円となり、この結果、経常利益は9,649万8,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益8,749万9,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田 清君） 議第43号から議第52号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第43号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。7番。

○7番（田坂富代君） 9月の補正額が6億4,000万ということで、大変大きな金額になっていると思います。歳入のほうの主なもの地方交付税の3億1,000万、繰越金の3億ということで、歳出のほうの特徴としては、修繕補修工事等、市内経済に配慮した予算措置をされたということで評価ができるものだなと思っております。

そこで、財調のほうに4億8,879万積むことになっていきますけれども、合計金額ですね。一般的に標準財政規模の6%程度という財調の金額だと思いますけれども、当市の場合でしたら3億5,000万程度は必要であるといつも言われているわけですが、必要とされる額より1億3,000万余り多いということになります。先ほどの課長の説明ですと、22年度末の基金残高が7億というご説明もあったわけですので、1点目の質問といたしまして、今後予想される大きな財政出動があるのか。例えば、中には、もしかしたら総合計画の重点事業等に係る財源等も含まれているのかなとは思いますが、そのあたりをお伺いいたします。

2点目といたしまして、市税のほうが3,200万の減ということでなっております。市内経済の厳しさを反映しているものだなというふうに思うわけですが、特に建設業関係の

厳しさを考えると、もう少し思い切った予算措置が必要なのではないかなというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

3点目は確認なんですけれども、土木費のほうで公共用地取得特別会計繰出金のほうが7,431万円、たしかこれが、平成20年度から5回の返済予定ではなかったのかなと思うんですけれども、3,715万5,000円の5回ということだったように自分はメモをしてあるんですが、それが正しいかどうかわからないものでお伺いするわけですが、22年当初で第1回目を返済して、今回の補正で2回分ということだと、合計3回分を22年度で返済するという理解でよろしいのか。これで借入分はなくなったのかということをお伺いしたいと思います。

以上3点。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） 今回の補正でございますけれども、主な内容は交付税の増額と繰越金、これが大きな歳入の財源となっております。平成22年度末現在の残高見込みは約7億円の財政調整基金の見込みとなっておりますけれども、今後の財政出動ということでございますが、当然総合計画の中でも財政計画をお示し申し上げましたけれども、総合計画にのっている財源、これについては当然交付税も算入されております。しかし、これ以外に予測できない事態への対応ということと、当然5%が標準財政規模の適正ということで、現在、下田市60億9,900万円程度の標準財政規模となっておりますけれども、これを若干上回る形になるわけでございますけれども、今後の財政出動としましては、先ほど申し上げましたように、まだまだ財政計画の中で事業費の確定していない部分がございます、これが将来どのような形で動いていくのかという、そういう予測できない部分もございます。ということで、現在、ある程度財政に余力があるうちに、とりあえず蓄えるものは蓄えて、さらに経済対策として出動できるものは出動させていくという考え方の中で、今回、経済対策として考えさせていただいたのは建設課関係の維持費分、教育委員会の小学校のトイレの前倒し、あるいは公衆トイレの計画等々、そういったものを考えながら、一応は両方に配慮させていただく補正予算ということで考えております。

市税が3,200万円の調定減になるわけなんですけれども、さらに思い切った予算措置が必要ではなかったかということなんですけれども、当然今回の補正予算の中で観光振興という形の中で1,000万円を超える補助金の追加を観光施策のほうに支出させていただく形になっております。これにつきましては、当然当市の基幹産業が観光立市ということで、関係団体と協議調整を重ねながら、現時点での効果的な観光振興施策としてはどういものが考えられる

のかという中で出してきたメニューでございまして、今後のさらに思い切った予算措置という形になりますと、建設関係とかあるいは産業振興関係の維持費をもう少し大胆に予算づけをしていく形になってこようかと思うんですけれども、それにつきましては、原課のほうから出されてきました要求調書とヒアリングの中で、今回についてはこの程度の予算ということで措置させていただきました。それについては、地元の各地区との要望も踏まえながらの予算措置でございまして、さらに思い切った予算措置ができればいいんですけれども、これについてはまた今後取り組みの状況を見ながら、例えば住宅リフォームにつきましても今回300万円つけさせていただきましますけれども、申請状況等も見ながら、また12月に追加という形もあり得るかもわかりませんが、とりあえず9月補正につきましてはそういう形で対応させていただくというものです。

それから、土木費に盛りました公共用地取得特別会計の繰出金の関係でございましてけれども、これは先ほどお話し申し上げましたように、平成15年度に予算編成の財源調達分として1億9,000万円、吉佐美のグラウンド購入の金額として5,700万円余を土地開発基金から借入れをしまして、当初1,238万5,000円で10年間、平成34年度までの計画で償還するという予定でございましたけれども、余りにも長期過ぎるというご指摘を受けまして、平成20年度からこれを3倍に増やしまして3,715万5,000円の償還計画をさせていただきました。それで平成24年度に償還をするという計画でこれまで進めてまいりましたけれども、今回、先ほど説明申し上げましたように、23年度、24年度分の各年度3,715万5,000円、これについての2カ年分を今回繰上償還させていただくということで予算措置をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（増田 清君） 7番。

○7番（田坂富代君） 済みません、ちょっと私の頭が悪くてわからないんですけれども、3番目の公共用地取得特別会計の繰出金のことは、そこまでは理解しているんですが、あとどのくらい返済金額が残っているのかということを知りたいんですけれども、その辺をお答えいただきたいと思います。

それから、2番目にお聞きした、もう少し思い切った予算措置が必要ではないのかということと言ったわけなんですけれども、税務課長にお伺いしたいんですけれども、徴収する側として、今の市内の状況というか、特に私の耳に入ってくるのはごくわずかなところではあると思いますけれども、全体的に見ていくと、特に建設業関係、大工さんの仕事がないです

とか、そういう話もよく聞きますし、そのあたりで税金を払う側の方たちの様子が若干わかればお話をいただきたいと思います。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） 公共用地の関係でございますけれども、今年度現在で一般会計貸付金の残高が1億1,146万5,000円ございまして、今年度予算で3,715万5,000円、当初予算で計上してあります。さらに、23年度、24年度分で3,715万5,000円の2カ年分ということで返済しまして、一般会計の貸付金につきましてはゼロになると、こういうことでございます。

○議長（増田 清君） 税務課長。

○税務課長（河井文博君） 市内経済の特に建築等の状況ということですがけれども、市内経済、余りよくないというのは皆さん雰囲気わかるんじゃないかなというふうに思います。それで、建築についても、昔は1年度で大体400件ぐらい新築が建っていた、住宅も非住家もあわせてですけれどもあったものが、現在100を切っています。80から90件ぐらいというところでして、これからも職人さんとか建築関係者の状況がわかるんじゃないかなというふうに思います。一番身近な左官屋さんとかペンキ屋さんとかそういう方たちが、非常に職がないというようなこともありまして、そういうのにリフォームを使ったらどうかというような話もあります。リフォームについても一般家庭住宅ばかりでなくて、できれば商売をやっている部分にも使ったらどうかというような話まで出てきたんですが、現在、状況がリフォームを使っている方が大分浸透してきたというふうなこともありまして、経済対策としては、やや役に立っているんじゃないかなというふうに思いますけれども、リフォームで市内経済がよくなるというのは少し考えられないなと。ここの建築関係が本当によくなってくるのには、下田の経済が活性化してこなければだめだなと。観光にしても、民宿も大分減ってきていますし、旅館も少なくなってきたというようなことで、何が一番、下田市の経済が発展するには、みんな頭を痛めているところなんですけれども、今のところ予算に対して盛り込めば一番経済がよくなるのかというのはまだよくわからないんですけれども、一生懸命頑張っているような状況です。税務課としては、景気がよくなっているとは思っていません。

それから、お金を徴収するのに当たって、昔は外車に乗っている人が滞納しているとか、いい生活をしているのに給食費を払わないとかというようなのがよく出ましたけれども、最近はそのような話も余り聞かれませんし、本当に経済状態よくないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 7番、3回目です。

○7番（田坂富代君） 今、税務課長にお答えいただいたわけなんですけれども、やはり市内の経済がよくないというのは皆さんご承知のとおりなんですけれども、税金が払えない人が大変増えているということは、市内で生活をするのが大変困難になってきているということだと思います。そういった中で、今回の補正に関しては、私は一定の評価をするものだと思っているんですが、もう少しこのあたりを、財調もこれだけ積んだことだし、積めるだけの余力ができたということですので、当然総合計画等も庁舎建設基金以外はほかに積み立てる基金がないので、財調あたりに積むのかなとは私も思っていたんですけれども、今、現実的に市がいろいろ行う補修であるとか、そういったもので多少なりともつなぐことができるというならば、それも一つの市内経済の活性化をしていくという政策として大変重要なことだと思いますので、財調をこれだけ積んだということなので、今後の12月にかけて政策的な面を期待したいと思います。

以上です。

○議長（増田 清君） 答弁はいいですか。

○7番（田坂富代君） 答弁をいただければ。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） 今指摘いただいたとおり、まだまだ市内経済については、納税できない、納税が非常に厳しいという方、少なくないわけでございまして、当然こういった方々への配慮はもちろんなんですけれども、市内の景気対策をどう活性化の方向に実現させていくかというところが喫緊の大きな課題というふうにとらえておりますので、9月補正の効果というものを次の議会までの間にかなり観察しながら、12月議会につきましては、さらにまた新たな戦略的な予算面での対応ができるかどうかということを検討しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 補正予算の概要のほうで質問させていただきたいと思いますが、普通交付税が3億1,400万余増額になったと。雇用対策及び人口減や段階補正の関係で増額になったということですので、本予算で雇用対策がどのように進められているのかという点を1点お尋ねしたいと思います。

それから、歳入で、ふるさと応援基金、これは国の大きな鳴り物入りと言ってもいいかと思うわけですが、横浜在住の方から50万寄附金があったと、こういうことですが、ふるさと応援基金への取り組み、それから下田から出ていった人たちへのアピールというんでしょうか、そういう応援をお願いするような取り組みというのはどうなっているのか。50万という額が大変少ないのか多いのか、あるいは今後、この応援基金が増えていく可能性があるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、2ページの歳入の件ですが、市民税個人現年度分が3,200万減額だと。6月の申請で新たに市民税課税されて、この9月で3,200万も減額するというこの理由は何か、この点を改めてお尋ねしたいと思います。

それから次に、歳出のほうへ移らせていただきたいと思いますが、7ページの保育所広域入所受託事業収入187万円、市外の人への委託料であるということですが、この事業の内容と金額の算定の考え方というんでしょうか、方式をご説明いただきたいと思います。

それから、12ページ、13ページの3801事業、5款4項3目300万円の農山漁村地域整備計画策定業務委託料、大変いかめしい名前が表現がされておりますが、白浜漁港の整備計画にかかわるものではないかと思うわけです。どういうわけでこれがこの補正で300万出てきているのか、委託の内容は何かということをお尋ねしたいと思います。

尚、その下の住宅リフォームの振興援助金でございますが、ぜひとも多くのリフォームがなされ、市内の職人さんの仕事ができることを望むわけではありますが、300万円で、合わせて2,596万9,000円——約2,600万程度だと。当初年度は7,000万を超えたのではないかと思うんですが、昨年度と比べますと半分以下になっている現状をどのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、この補正予算の大きな特徴は、観光面に一定の予算の配分をするということになっていようかと思うわけでありまして、1,240万円余の観光振興の費用を含んでいるわけですが、この成果といいますか、方向づけがどのように進められるのか、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

なお、公衆トイレの改修実施の設計業務委託だと。どこのトイレをどういう観点で、どのように改修をされる予定なのか、これもあわせてお尋ねをしたいと思います。

なお、15ページの伊豆縦貫道の建設促進事業に伴いまして下田市の都市計画の原案策定業務をするんだと、こういうことですが、都市計画につきましては、都市計画の計画がない地域に課税をしていると、こういう問題がございまして一般質問で質問させていただ

いておりますが、ただ、縦貫道だけではなくて、きっちり都市計画のあり方を見直して、縦貫道のあり方も位置づけていくと、こういうことが必要ではないかと思うわけです。

稲梓中学校、稲生沢中学校との統廃合の問題では、ぜひ稲梓地区でインターはとめていただいて、あるいは稲梓地区に市営住宅をつくっていただいて、人口を増やすというような施策をしてほしい、こういうことが市民の要望としてこの取り組みの中で出されてきているかと思うわけですが、これらの市民の要望は都市計画の計画の中でどう整理をしていこうとされているのか、されていないのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） まず、交付税の関係でございますけれども、今回3億1,461万7,000円の追加補正をさせていただくわけなんですけれども、この算定に当たりましては、当然基準財政収入額と需要額との関係、調整額ということの中で算定されるわけですが、その中で、先ほどの説明の中にもございましたように、今年度の一般的な特徴としましては、雇用対策・地域支援活用臨時特例費の創設、これが新たに創設されたと。あるいは、社会福祉の増額に対して基準財政需要額が算定されたというような特徴がございます。雇用対策・地域支援活用臨時特例費の創設につきましては、算定額として全国的に4,500億円程度財源配分されまして、これを都道府県とか市町村に配分されるわけなんですけれども、交付税上の算定につきましては、単位費用としまして626円、それに平成17年度国勢調査人口、これに乗じまして段階補正ということで、これは全国の歳入合計に占める自主財源の割合、全国平均あるいは第一次産業の就業者の比率とか、あるいは年少者人口割合、高齢者人口割合、雇用対策の取り組みに対する経費の額、こういったものを総合的に勘案しまして段階補正という形で入れまして、それに乗じた金額という形で雇用対策の交付税に算入されてくるということでございます。したがって、下田市が、どういう雇用対策を現実に実施していつて、それに対して交付税として幾ら来ているかと、そういうものではございませんで、そういう一定のルールのもとに算定された金額ということでご理解いただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと応援基金につきましては、今回横浜市在住の下田出身者の方から50万円ちょうだいしたわけなんですけれども、ふるさと応援の関係につきましては、ホームページでもご紹介させていただいて、下田の活性化のためにこういった制度があるので、できるだけご寄附をお願いしたいという形で取り組んでおります。この取り組みの仕方が、

もう少し積極的にするべきであるというご意見も常々伺っておりますので、そういう形で、これからどういう方法がいいのかということで検討しまして、機会あるごとにこういう制度がありますということでお知らせいたしまして、今回の50万円につきましても、たまたまそういう機会がございまして、そういう中で、下田市は今これこれこういう制度があるので、ぜひご協力いただきたいということで50万円ちょうだいする、そういういきさつがございませう。そういうことで、今後なるべく多くの機会を利活用しまして、この基金へ寄附していただけるような取り組みを積極的に進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（増田 清君） 税務課長。

○税務課長（河井文博君） 今回の市民税・個人・法人現年分ということで3,200万円減ということですが。ちょっと早いんじゃないかというような、市税になりますと調定が毎月変わってきますので、この間予算を組んだばかりに3,200万円マイナスするというのはという質問だと思うんですけども……

〔「内容は」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（河井文博君） 内容は、個人の分で均等割と所得割が少なくなったということでございます。今回、均等割が30万円ほど減って、所得割が3,170万円ほど減るのではないかとということで、当初より3,200万ほど金額が少なくなるというような予想を立てましたものですから、今回のこの辺はかたいだろうということで、個人の均等割、所得割を減額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（増田 清君） 学校教育課長。

○学校教育課長（名高義彦君） 保育所の広域入所の関係でご質問いただきました。これにつきましては、近隣の市町にお住まいの保護者が保育所にお子さんを入所させたい、ですが、住所地の保育所ではいろいろな事情で通わせることができない、そういうお子様が現実にはいらっしゃるわけなんです、そういう保護者の方が、まず自分の住んでいる市町に相談して、実は、例えば下田市の保育所にこういう理由で通いたいよと、そういうようなときに、そちらの市町から私どものほうに相談をいただいて、受け入れが可能であれば受け入れるというような形で、公立の場合には市町村長同士の契約、例えば下田の民間に行く場合には相手方の市町の長と民間の経営者と私的な契約を結ぶと、そういうような形で受け入れを実施しているものでございます。利用料につきましては、ご存じのように国の保育単価というも

のがございますもので、それに基づいて、通い始めた月から終わりの月までの費用をご負担いただくというようなことで受け入れをしているものでございます。

以上です。

○議長（増田 清君） 産業振興課長。

○産業振興課長（増田徳二君） 白浜漁港の委託費でございます。これは、平成14年から平成23年度まで水産基盤整備事業計画ということで進めております。その中で、平成22年度からは交付金に変わるということであります。23年度までの計画ですけれども、船揚げ場ですとか、しゅんせつ並びに取り合い道路等を計画しておりました。ただ、今度、交付金になりますと、求められているのが、3年から5年で完了するような計画に下さいということの指示をいただいております、そのために今残っている事業をどのぐらいで終われるかという計画を立て直すための委託でございます。

それとあと、住宅リフォームですけれども、第1回というんですか、当初予算では33件、申請上がっております。助成金額にして473万円という、ほぼ満額に達しております。それで、これからどうなるかということですが、21年度には月平均10件以上ありました。ところが、この当初で今のところ月8件ぐらいの申請となっております。ですから、その辺で大分落ち込みがあるのではないかと思います。ですから、300万これから補正をいただければ、頑張っていきたいと思っております。

○議長（増田 清君） 観光交流課長。

○観光交流課長（山田吉利君） 観光のほうにつきましては2点ほど質問をいただいたかと思っております。

まず、今回の補正で1,200万円以上ということで、観光振興の部分つけさせていただいたわけですが、観光の方向づけというご質問だったと思っております。特に今回につきましては、当然補正ですので、ある程度緊急性を持って具体的な事業ということで、観光協会、旅館さん等と急遽協議をいたしまして、何が一番効果的かということで、まず目標は滞在促進ということで、旅館さんといいますか、宿泊客をとにかく具体的な数字で新規に増やそうという目標があります。その中で観光協会の補助金が1,160万円ということについているわけですが、まず、大きく3つに分かれております。

まず1点目が宿泊客のプレゼント事業ということで300万円、これはイセエビを1キロということで、ある程度インパクトのある数字ですけれども、これを500名様に旅館さんのイセエビクーポンという名前、まだ仮名なんですけれども、クーポン券を観光協会のほうから

買っていただいて、それで支払いをしていただくような、買っていただいた方については月1回程度、郵送になりますけれどもお送りするというようなことで、宿泊のインパクトを高めようということを実験的にやってみようかという話になりました。確実に500名は、あつと言う間に行くと思うんですけれども、これについては、やはりイセエビというのはかなり、例えばサザエとかいろいろありますけれども、都会の方にとっては非常に興味のあるところだろうかというふうに思っています。

もう一つ目玉としたいのは、これはもちろん行政、観光協会だけではできませんが、誘客推進事業ということで、特に水仙まつりを重点的にということで、JR東日本さんと伊豆急行さんの協力を得まして、団体の臨時列車、団臨と言うそうですけれども、宿泊付きのものを2回、とりあえず1月15、16は大体決まっております。もう1本がまだ電車の都合といいますか、確実に日程は決まっておりますが、団体で黒船電車がこの10月、12月で、車でいえば車検みたいなものですがけれども、3カ月ほどかけてリニューアルを含めてということで、その初お目見えで、イベントからみで電車を走らせていただこうと。要するに15日土曜日に下田へ東京から来ていただいて、翌日16日に帰っていただくと。要するに貸切電車ですね。400名弱のお客様が満員になれば乗ることができます。その中で観光協の方々と一体となって下田のことを知ってもらうためのいろいろなゲーム等、中での車内のイベント等も考えながら、またリピーターとなっていただけるようないろいろなオプションツアーも用意してということでやってみたいなというふうに考えております。これにつきましては、この電車がもう少し中味の内容ですけれども、形は変えられませんので、リニューアルするということですので、その電車のファンの方もたくさんいらっしゃいますので、これをまず1つやってみたいと。

もう1件につきましては、うまくいけば黒船電車ではなくて、JRの車両、希望としてはスーパービュー等貸し切りをしたかったんですが、なかなかそれは難しいということで、何らの形で電車を確保し、土日の1泊2日の商品をつくると。これについては、JRさんのほうのツアーとしてJRさんにPRと募集をしていただくと、そういうことでやっていきたい。市観光協会のほうの地元のPRですとなかなか首都圏の方は集められないということで、JRさんのほうでの商品として発売していただくというふうに考えております。

もう1点、金額的には少ないんですけれども、この2点についてのPR、他の事業についてのPRということで、メディアキャラバン事業ということで110万円ほど補助金として観光協会のほうに出ささせていただきたいというふうに考えております。300万と750万とPR関

係予算が110万ということで1,160万円になっております。

その他PR関係で、この予算書のほうに少し散らばっておりますが、写真コンテストやパンフレット等の作成、それから、IKCさんで今下田特別版といたしますか、単独で下田の番組がつくられていないという状況です。予算の関係もあるんですが、そういうことですので、1本下田の特別版、下田だけのものをつくっていただくということで考えております。そういう部分を含めると、1,275万円という金額が今回の観光活性化という意味での予算となっております。

それから、もう1点、トイレの関係ですけれども、今考えておりますのは町なか、今までは海水浴場ですか、ここ数年といたしますか、ここ最近は海水浴場のほうのトイレに力を注いできたということで、海水浴場のトイレ自体も老朽化が進みつつあるんですけれども、町なかのまち歩きを今後観光の方向性としてやっていこうという方針が市長のほうもお持ちですので、そういう意味で、まずまち歩きに適した、観光地はトイレが非常にポイントになってきますので、今回はまず第1として、文化会館前の手水所ですか、それが今新しくできたスルガ銀行の前に木造のトイレがありますが、男女が一緒ということと非常に老朽化が進んでいるということで、あそこを建てかえるということで考えております。まち歩きをしていただく、ちょうどまいまい通りが一番多く人が行き来するところ、ペリーロードに向かって歩いていく方、帰られる方ということで利用度が多いですので、その辺をやっていければなどというふうに考えております。それが来年度の事業ということで、今年度設計業務委託をしまして、観光施設の整備推進事業を来年度で県の補助を半分仰ぐという形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田 清君） 建設課長。

○建設課長（井出秀成君） 都市計画関連の関係なんですけれども、今回の補正につきましては、都市計画区域内の都市施設及び容積率の変更に関連するものです。あわせて、議員さんのほうからは稲梓地域の関連はどうなるんだというご質問なんですけれども、以前に、平成17年前後に伊豆縦貫が来るからということで、じゃ、稲梓地域も都市計画区域の拡大の議論に入ったほうがいいだろうということで、6回ほど地域に入っております。ただ、そのときにつきましては、伊豆縦貫道がまだ余りよく見えていない、どこに来るのかもよくわからないと、そういうのが1点、それから、都市計画税が新たにかかる、それが2点目、もう1点、建築確認上の接道要件の問題、大きく3つの中で議論はあったんですけれども、今の議

論するときではないということで先送りになっています。

私の立場ですと、都市計画区域内の都市施設といいますと、道路、下水道、公園、その3つがメインになろうかと思えますけれども、そういった視点で区域拡大という議論にならざるを得ません。議員さんのように別の視点で、学校であるとか住宅であるとか、そういった視点の中で稲梓地区の発展はどうあるべきなんだということの議論を別の視点で見る必要はあると思えますけれども、現時点ではそのような状況であるということでございます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） 市民税のほうは見込みの計算上の問題であって、具体的に特別な納税者云々ということではないと、こういう理解をさせていただきたいと思えます。

それから、新たに南豆衛生プラント組合の、5 ページですが、プラント組合の負担金の精算分ということで551万8,000円、500万内外のお金が返還されてくると。これについてはどういうことであつたのかお尋ねしたいと思えます。

それから、繰り返しになりますけれども、保育所の広域入所はいつからやられて、延べ何人ぐらいがどこの保育所の対象になっているのかということがわかりましたら、あわせてご報告をいただきたいと思えます。

それから、ふるさと応援基金あるいはふるさと応援の寄附金でございますが、私が思い出すのは神谷ち恵さんの遺言執行者は、大変3,000万というような寄附金をいただくというような経過が下田市にもあるわけです。ふるさと便りだとか、かつてリメンバー下田というような、下田出身者とまちとのつながりを意識的に強めていくという取り組みがあつたかと思えますが、これらの取り組みと、このふるさと応援基金、寄附金との関連でしょうか、そういうものはご検討がされないのかどうなのか、再度お尋ねしたいと思えます。

それから、白浜漁港のご回答をいただいたんですが、理解が不十分でございますので再度お尋ねしたいと思えますが、平成14年度から23年度までの計画をされてきたと。ところが、22年度においてその仕組みが交付金に変わったと。したがって計画をつくり直すんだと、こういうことのようにですが、21年から23年までの計画をこれをさらに延ばして、3年ないし5年の計画に延長して計画をつくるという、こういう答弁をされたんでしょうか。それとも、23年度でこの事業計画は終わるんだけど、新たに3年から5年の再度の事業計画をつくるための設計予算なのか、こういう点を、理解が私不十分なものですから、どういう答弁をされたのか再度お尋ねしたいと思えます。

それから、公衆トイレの件ですが、市内まち歩きのためにトイレを改修するんだと、このような発言かと思いますが、トイレは改修するというよりも、きっちりと衛生的に維持管理をするということが非常に大切だと思うわけです。ただ単に見ばえだけをつくりかえるということではなくて、まちづくりのポイントとしてこの2つのトイレは既に町なかに定着してきていると思うわけです。むしろ日常の管理をきっちりどうするかということが必要でありまして、トイレの数からいっても、団体客やまち歩きの人が伴ってくれば2カ所で足りるということではないと思いますし、どこにトイレがあるのかということもなかなか観光客の方々は知らないということだと思うわけです。そうすれば、公共施設や民間の観光にかかわっている業者の人たちに、トイレをお客さんに貸せるというようなシステムをつくり上げて、市内のご協力をいただくと、こういうことのためにお金を費やすべきではないか。ソフトの面にお金をきっちり費やして、観光客の皆さんと心が通い合うような、そういうまちづくりをすべきではないのかと。ただ単に海水浴場のほうのトイレが一定整備されたから、町なかだというような発想では不十分ではないかというような気がいたします。ぜひともこの改修計画は、そういう点からの見直しが必要ではないかと、意見を含めて再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

○1番（沢登英信君） はい、結構です。

○議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分休憩

午後 2時36分再開

○議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番、沢登英信君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（藤井睦郎君） 最初に、歳入のほうで、私のほうの、南豆衛生プラント組合の負担金精算分の551万8,000円の補正の件でございますが、これは南豆衛生プラント組合の21年度決算に伴いまして精算金として負担金の分について繰越分を551万8,000円、補正でいただくものでございます。これは、歳入が2億3,050万4,000円、また、歳出が2億1,876万

4,000円で、差し引き1,173万9,000円に対して、当初予算300万の繰越金を予定しておりましたので、差し引いて873万9,000円について、南と下田と均等割、また、実績割で分けた部分の中の551万8,000円が補正となるものでございます。

また、不用額になった要因につきましては、汚泥の搬入の減等によりまして、薬品の使用料が減とか電気料の単価の予算の見込みが安くなったとかというような原因によりまして、これだけの1,173万9,000円の不用額が出たものでございます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 学校教育課長。

○学校教育課長（名高義彦君） 先ほどの保育所の広域入所の関係でございますが、これは児童福祉法の中に規定がございまして、地方公共団体の相互連絡をというようなことで、そういう保育の必要のある子については自治体間で連絡調整しなさいよというようなことがございます。それに基づいて下田市保育所広域入所実施要綱というものを定めました。これは昨年定めております。そういうことから昨年から実施になったわけでございます。

それで、昨年の実施につきましては、下田保育所に松崎町から2歳のお子様1人、4歳のお子様2人、第3保育所に河津町から2歳のお子様1人ということで、合計4人が大体8カ月から9カ月通っておりました。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） ふるさと応援基金に関連しまして、以前実施しておりました下田市出身者等をつなぐメンバー下田、こういったような取り組みについてどうだろうというご提案とご質問でございます。

ふるさと応援につきましては、ふるさと応援寄附条例という条例を平成20年に制定いたしまして、下田を愛して応援しようとする個人から寄せられる寄附金を下田のまちづくりのために使いたいという趣旨で制定しましたものでございますけれども、その中でのふるさと応援基金につきましては、現状、ふるさと応援基金への寄附というのが60万円程度、平成22年3月で、要するに平成21年度末現在で61万5,000円の現在高という形になっております。当初考えていた金額よりも余り伸びていないということでございますけれども、ただ、寄附をいただくためにリメンバー下田のようなきずなをつないでいくような取り組みをしていくということは、逆じゃないかというように考えております。むしろ日常的に下田出身者あるいは下田ゆかりの方、下田を愛して応援してくれようとする方と交流のきずなをどうつなげてい

くかというところの取り組みが必要になるということで、それについてはホームページで下田の現状を発信したり、さまざまなメディアを通じて下田の姿を知っていただくという中で、下田というふるさと、あるいは下田というまちを思っていていただくような、そういったような取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

なかなか寄附を募るためのいろいろな手立てというのは、ほかの自治体の例ですと、寄附金をちょうだいしたらその見返りとして特産物を贈るとかあるいは下田への割引クーポン券を贈るとか、そういったような取り組みをしているところもあるというふうに聞いておりますけれども、純粋な形でいけば、そういったものは、要するにおまけはつけなくて、本当に下田を思ってくれている方に対して寄附を募って、下田のまちづくりのために応援していただきたいという、そういう形が一番純粋な形じゃないかというふうに考えておりますので、今後さらに、下田と下田を離れた方あるいは下田を愛してくれている方との交流のきずなをどう太く絡めていくかということは課題でございますけれども、工夫を重ねながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 産業振興課長。

○産業振興課長（増田徳二君） 白浜の委託でございます。水産基盤整備計画、これは平成14年から平成23年度までの計画でございます。ただ、白浜につきましては、現在22年度ですけれども、かなりの事業が残っております。23年度で、単年度で終わるような事業計画ではありませんので、平成22年度に交付金から変わりますので、単年度でも計画を立て直さなくちゃいけないということはありますもので、地元の負担金もありますものですから、現在の計画の中でも特に地元が要望するもの等を精査していきたいということでございます。

○議長（増田 清君） 観光交流課長。

○観光交流課長（山田吉利君） 沢登議員からのトイレの関係で再質問でございました。町なかのトイレということで、原則としては、現状は市のほうで臨時の方を雇用して清掃しているということで、当然トイレというのはつくればいいというものではありませんので、常にきれいにしておかなきゃならないということは、これはご指摘のとおりですので、当然つくった暁にはそういったものはさらにやっつけていかなきゃならないのかなというふうに思います。

そして、単純に市がつくるトイレだけでは数が足りない、サービス低下だよということで、市民の、これはあれですか、個人のお宅のトイレを貸すようなご協力をということでしょうか。この辺については、それぞれのお宅のトイレというのがどこの辺にあるかということも

いろいろな条件があるでしょうから、これは市から一方的にお願いするというわけにもいかないとしますので、基本的な考えの中にまちの駅という考え方、前に一般質問等でも出たと思いますけれども、お客様への対応や情報提供、トイレも含めた部分のサービス提供ということで、ある程度自主的に手を挙げていただいたところ、そういったところの方々も一部そういうやってみたいというところもあるように聞いておりますので、会議所やそういった商店街の方々ともご相談して、市はサポート的な役割になりますけれどもご協力をお願いしながら、そういうところが一つでも増えればいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田 清君） 1番、3回目です。

○1番（沢登英信君） トイレの件について、ぜひとも検討し直していただきたい。

それから、清掃が行き届いていないということではなくて、落書きがされたりドアのノブが壊れていたり、ドアそのものが腐っていたり、そういう改修、修理をしていくということと清掃がマッチしていきやならないと思うわけです。清掃のほうは、毎日なり3日に1度なり、ちゃんと定期的にやられていると思いますが、施設整備はほとんどされていないというような現状ではないかと思うわけです。ですから、そういう点にむしろ市の経費を割いていただきたい、使っていただきたい、こう思うわけです。

以上で終わります。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

10番。

○10番（大黒孝行君） 2点ばかりお願いします。

総務のほうの923事業で地上デジタル放送、100%国の補助金ですか、それでやる無線システム普及支援事業、ちょっと事業の内容が聞き取りにくかったもので、もう一度説明をいただきます。

それから、29ページの在宅老人援護事業、老人日常生活用具費、これの内容等をお願いします。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） 地上デジタルテレビ放送受信のための共聴施設の改修に対する補助金、無線システム普及支援事業ということでございまして、今回442万円、これは補助金を使っての10割補助事業でございます。これは、今、市内に共聴テレビ組合というのは何カ所かあるわけですが、平成23年（2011年）7月24日で完全移行という形になりま

して、それまでにテレビの受信がしっかりと対応できるような形にしていかなければならないということで、今回、横川テレビ視聴者組合から下大沢テレビ組合、この改修を進めるということで、横川につきましては現在27世帯加入しているんですが、総事業費422万1,000円のうち2分の1国庫補助ということで211万円、下大沢につきましては24世帯加入で462万円の事業費の半分231万円の国庫補助が出るということでございます。残りの2分の1につきましては、NHKのほうから直接補助という形でその団体に補助されますので、実際の世帯負担という形になりますと、約7,000円程度の世帯のご負担で地上デジタルテレビ放送の受信が可能になるというふうに考えています。

またさらに、今後、共聴組合に入っていない個人のご家庭で電波受信ができないようなところが予想されますので、そういったものの対応につきましては現在調査を進めております。またさらに、10月4日から8日、10月18日から22日までの合計10日間、アナログテレビの放送終了までの対応ということで相談会を市役所のほうで設けるスケジュールを予定しております。できるだけ漏れののないような対応を図ってまいりたいということで、自治体、総務省あるいは民間一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（清水裕三君） 在宅老人援護事業の件です。内容は、在宅生活安心システム、利用システムの緊急通報システムです。昨年経済対策で予算を補正していただきまして、当初予算と合わせて93台増設しました。それで、そのときに大々的に宣伝して、民生委員さんをお願いして、ひとり暮らし老人のところを回ってもらいました。現在151台の、在宅老人にこういう緊急システムが動いております。この4月に消防署のほうにひとり暮らし老人を訪問しまして、そのときに、こういうシステムがありますよということで宣伝をしまして、一度、全部の要望に沿って151台の機械を据えたんですけども、それから7月の補正の締め切りの段階で16人の待機がありました。このままいきますと、16人ということは、予算がつかなければ2年ぐらい待ってもらうような話になりますので、今回補正をお願いしました。この段階で、7月の段階で16人で、現在8月末段階で21人、ですから5人も増えております。それは施設に入ったりお亡くなりになったりした場合、1回オーバーホールしてそれをまた次の方へ回しますので、今年度は何とか足りるのかなと思っております。ですから、今回の予算は16台掛ける15万7,500円、その分の252万ですか、そういう予算になっております。

以上です。

○議長（増田 清君） 10番。

○10番（大黒孝行君） ただいまの安全システムの緊急通信のあれですが、151台を丸々一般財源となっていますが、財源措置は一般財源でいいんですか。何がしかのあれがあるか、後で答えてもらって、それから、昨年、当初は経済対策として組み込んだものが151台あって、本年度の7月補正で16台待機者がいた、今現在21台の待機者になっているということで、16台分が今年度9月の補正に出てきたと、こういうことですが、21から16を引くと、あと5台か、結構高価なものですが、今聞くと、次の人にもまた渡せるような格好で、なおかつ消防署の署員さんが連絡をとって、こんな来たようになっていたらしくと言ったらいいかどうかわからぬけれども、そういう部分のものでありますから、しっかり対応していただきたいし、5台分、何とかやって、既に申し込みのある方は何がしかの生活の不安を感じてひとり暮らしをされておらっしゃって、すぐに都合ができて安心して救急車に来ていただける、そういうシステムなもので、予算の問題とその部分の当局の考えをお聞かせください。

それから、デジタルのほうは、NHKが協賛して共聴アンテナをつくったという部分に関しての補助が国から2分の1、NHKから2分の1で、100%出ると、こういうシステムで今後下田市にはどのくらいのこういうあれがあるのか、そして、今、ケーブルテレビなんか接続している部分に関してのこういう対応はあるのか、それから、デジタルの普及率はどれくらいの把握をしているか、今後調査をされるということですが、その辺がわかっているらばお聞かせください。

以上。

○議長（増田 清君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（清水裕三君） 緊急通報システムすべて一般財源となっています。それで、先ほどの年間に取り外される方、例えば施設に入ってしまったとか亡くなってしまった、昨年18人おりました。それで、先ほど151台ありますと言ったんですけども、平成9年からの古い機械がございます。それが36台、これはカドミを使っておりまして次に使えない、ですから、もし外すといったら廃棄しています。ですから18人いた、統計的にですけども、今年どうなるかわからないですけども、18人あっても、その中に多分古い機械が大分あるだろうということですから、でも、5台ぐらいのあきはあると思っていますので、今の21人は今年度中に対応できると思っています。

以上です。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） 地デジ関係のご質問ですけれども、これはNHKが設置した受信施設ということではなくて、現在、ケーブルテレビを含めて共聴組合というのが市内に22団体、国のほうで把握している団体がございますけれども、そのうちの18団体につきましては整備が済んでいる状況になっています。残りの団体のうち、今回の補正で、先ほど申し上げました横川と下大沢という2団体になりまして、あと田牛の地区の団体、これが似たようになっていますけれども、これについても現在調査を進めておりますので、今後対応していく形になるというふうに理解しております。

それで、デジタルテレビの普及率ということがございますけれども、申しわけございません、下田市内の普及率というものについての調査を市のほうでやっておりますので、どの程度になっているのかわかりませんが、国のほうの全国的な傾向によりますと、それほど思っているほどまだ進んでいないので、これから自治体を含めて推進していくように、特に公共施設のデジタル放送については、本年12月末までには完了するようという、そういう国のほうの指導が参っておりますので、それらの対応について今後内部検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（増田 清君） 10番、3回目です。

○10番（大黒孝行君） 在宅老人援護事業はよくわかりました。そういうことであるのなら、ぜひともそういう格好で大体の皆さんにつけていただけるようお願いいたします。

もう一つ、システムの今の地デジの問題ですが、それがいつも電算処理総務費の中に組み込まれているというのが、よう理解できないんですが、その辺をもう一度お聞かせください。

それから、老人福祉総務費の中の老人日常生活用具費、ちょっと委員会が外れたものでわからなかったんですが、この事業に関する当初予算は幾らだったのかお聞かせをください。

以上。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） まず、予算措置の関係でございますけれども、地上デジタル放送の普及促進の所管が企画財政課の電算管理業務担当のほうでやっております。ということで、予算措置が企画財政課のほうの情報政策の電算処理総務という形になっているものがございます。

○議長（増田 清君） 福祉事務所長、答弁できますか。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（清水裕三君） 当初予算ですか、扶助費の中ですので、1台5,250円の1年に1回の点検料とか、そういうことでありましたので、当初の台数は3台、あとは先ほど言いましたように、取り外してオーバーホールをするのが4万5,000円に消費税がかかりますので、そういうのがありますので、新しい機械については3台分だけです。ですから15万7,500円の3台分です。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。
8番。

○8番（土屋 忍君） 1点だけですけれども、健康増進課関係で介護保険施設等対策事業スプリンクラー設備整備補助金というので522万円ということで、先ほど説明聞いていましたら小規模な下田市内の施設1施設に10割補助で補助金というお話があったんですけれども、下田市内小規模施設ということですから、これについてはまだ、この施設がどうなのかあれですけれども、まだ市内にこういうところがたくさんあるのかなのか、ここだけですよということなのか、あとスプリンクラーをつける基準というんですか、どんなところでもつけるのか、例えば何十人以上収容の場合には必要ですよという、そういう基準みたいなものがあるのかどうか、その点を教えてもらいたい。その1点だけです。

○議長（増田 清君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 予算の説明資料でいいますと、まず歳入でいいますと13ページ、歳出でいいますと29ページ、それぞれ介護保険施設等対策事業費ということで522万円載ってございます。これにつきまして、まず18年1月に発生しました認知症の高齢者グループホームにおける火災事故、これを受けまして、総務省消防庁より19年6月に消防法施行令及び省施行規則が改正されております。これにより21年4月より、自力避難困難な人が入所する社会福祉施設に対し、消防用設置等の設置基準が強化されました。これで、基準なんですけど、その基準が275平方メートル以上の防火対象物にはスプリンクラーの設置が必要となっております。

次に、下田に該当する施設でございますが、今年実施する施設につきましてはケアビレッジ下田、ここを実施します。これ、2カ年にわたってやりますので、今年ケアビレッジ下田、翌年はケアビレッジ須崎を想定しております、この2つになります。

以上でございます。

○議長（増田 清君） いいですか。
8番。

○8番（土屋 忍君） ちょっと聞き逃しちゃって、何平米以上と言っていましたっけ。

○議長（増田 清君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 設置基準で申しますと、275平方メートル以上の防火対象物にはスプリンクラー設置が必要となっております。

以上です。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ございますか。

4番。

○4番（土屋雄二君） 4500番事業についてお伺いいたします。

土地の境界というのは双方が出資して決めるというのが民法上の法文だと思いますが、30年ぐらい前からずっと5年ぐらい前かな、集中改革プランが始まる前まで、境界ぐい代というのは無償提供で市がやってきたわけなんですけれども、集中改革プラン以降、今回は在庫がなくなったから63万8,000円で仕入れてということだと思えるんですけれども、一般のお客様も、登記法の改正によりまして3年ほど前から分筆する場合等全筆確定をして、面積が合わないときは地積更正をするというようなことで、当時5本ぐらいのくいで、市のくいが、赤線、青線、市有地に接するくいが、それが3倍ぐらいにきつとなっていると思うんですけれども、その辺についてどうなっているか現況をお願いいたします。

○議長（増田 清君） 建設課長。

○建設課長（井出秀成君） 議員さんも土地家屋調査士の仕事をされておりますので、よくご存じだと思うんですけれども、ご質問のとおりでございます。道路、河川の土地に接する方から、土地利用の関係で境界の確認の申請をされるということで、確定した場合に、官地のところに下田市のくいあるいはプレートをつけるということで、設置本数が予算上非常に不足しましたので、それをしっかりしていかなきゃいけないということで今回補正しています。

今回、何で多いかというのが、実は須崎と外浦の間に練馬区さんの所有する学園の土地がありまして、その土地の境界の確定の作業をしています。非常に広大な土地で、道路、河川の接する部分が大きいので、そこで大きく使用されますけれども、そのほか別の部分でも、先ほどおっしゃったように、しっかりくいを立てなければいけないということで、不足気味ですので今回補正させていただいていると。物は無償で、申しわけないけれども設置費用は申請者側で設置していただいています。境界ぐいは無料で、こちらで提供させていただいています。

以上でございます。

○議長（増田 清君） ほかに。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 幾つか質問したいことがあったんですが、大概言われてしまったので、残っているのを幾つか質問します。

まず、6701番ですか、静岡県市町村対抗駅伝大会補助金15万円というのがあるんですが、これ、以前に私、町なかで体協の会長さんとぼったり出くわしましたら早速言われまして、市を代表して市町村駅伝大会に出ているんだけども市からの補助がほとんどない、ユニホーム代だとか遠征費、みんな自分たちで負担しているんだというふうなことで、何とかならないかというふうなことを言われまして、今回15万円の補正が出てきたんですが、この15万円が多いのか少ないのか、僕はちょっと判断が付きません。これが市町村駅伝大会に対する全部の補助金ですか、それとも今まで幾らかがあって、それに追加して15万足したということなんですか。そこら辺のところ、これがどういうふうな内容の追加の補助金なのかという、これで十分な市町村駅伝に市から代表を送り出すということができるとどうなのかについてお聞かせください。

それと、観光のことを聞かなければならないんですが、これまで市は金がない、金がないという中で1,240万ですか、観光協会に対する補助金をしてということはすごくよいことだと思います。ただ、私から率直な感想からいえば、これは目先の喫緊のこととしては必要かもわかりませんが、目先の対策だけであって、ばらまきに近いものであると思います。それなりの効果は観光課としても、費用対効果というのは市長がいつもおっしゃっていることですから、これだけのお金でどれだけの効果があるのかということは十分に算出していると思いますが、しっかりやっていただきたいと思います。

それと、公衆トイレのことなんですけれども、これが150万で設計するんですけれども、これがどんなふうなトイレにするのかという、このトイレ計画が、先ほどの中でも出ていましたが、第4次総合計画の中のことも関連しているということでした、第4次総合計画ですと10年間にわたって総額の費用がすごいですよね。19億6,650万円ですか、市内のトイレを整備していくというふうに書いてあるんですが、これ、全体計画というのはどういうふうなもので、どういうイメージでやろうとするのか、その中で今回ののはどういうふうにやっていくのかということをおし教えていただきたいんですが、というのは、私の個人的なアイデアとしては、市内にもし常に一つずつつくっていくんだとしたら、できるだけ空き店舗を利用してください。空き店舗を何とか、その中にトイレとあとまちの駅的な、そういう人が集ま

れるような、情報も提供できるような、そういうものをつくってほしいと。そういうものをするのであれば、これだと一つのトイレに1,995万というふうな予算を設定してありますが、そういうふうな空き店舗を利用していけば、トイレをつくるだけだったらそんなにはかからないと。10年間の家賃補助でも、総合しても2,000万までかからないんじゃないかと。よっぽど効率的な商店街対策にもなるんじゃないかというふうに思いますが、そういうふうな形で、現実的にまちをもっと活用できるような形でトイレをつくっていくというふうなことが考えられないのか。そこら辺のところ、市がどのようなトイレの改修全体計画をつくっていくのか、その中で今回どういうふうなトイレの改修をしようとするのか、そこら辺をお聞かせください。

それと、今回のとにかく補正予算の一番大きな点は、歳入のほうで交付税と繰越金で6億円ほどの大きな金があつて、財政調整基金に3億7,000万、庁舎基金に1億円積み立てるというふうなことです。これはどういうふうなことなのか、財政が若干でも余裕が出てきているのか、もしそのように財政が幾らかでも、これが全部余っている金ではない、必要な金はいっぱいあるというふうなことはわかりますが、幾らかでも、もし余裕があるのであれば、私が前々回の一般質問でも言いましたが、今、喫緊の問題として南豆製氷の建物、あれをどうするのかということがまだ問われています。そのときには、市長のほうから、金がないからというように言われました。金がないから、でも、財政調整基金、今回3億7,000万で、22年度末には3億2,000万、合わせて約7億ぐらいの財政調整基金が積み立てられることとなります。庁舎建設基金は2億ですか、このような財政状況の中で、なおかつあの建物を1億なりで購入することができないとしたら、どのような理由があるのか。一つには、オーナーのほうの意向があるのかもわかりませんが、オーナーのほうは以前登録文化財、有形文化財の指定を解除してほしいというふうな申し出があつたと。それに沿って市も動いたというふうなところまでは聞いておりますが、そこから先どうなったのか。今年に入って、オーナーのほうの要望だということで、ある議員から要望書というのを出してほしいというふうなことを言われまして、要望書というのは何なのかよくわかりませんが、とにかく残したいのであれば要望書を出してほしいというふうなことで、私としてもオーナーの気持ち等が一つよくわかりませんので態度を保留したようなことがあります。そのような要望書、何人かの議員さんが出されたというふうにも聞いていますが、そのようなのが、オーナーの現在の南豆製氷に対する態度にも影響しているのか。現在、あの建物に対してオーナーはどのように思っているのか、そこら辺が担当課としてわかりましたら教えてほしいと思います。

もう1点、建設課長にお聞きしたいんですが、景観条例というものがつくられました。下田市の景観条例の一番の目玉というのが下田市まち遺産です。まち遺産をどのように下田市に残していくのか、また新たに発掘していくのか、それに基づいて下田市の景観をどのようにつくっていくのか、それによって下田市の観光的なオリジナリティー、特異性をどういうふうにつくっていくのかということが、大きな景観条例の意図でもあると思います。まち遺産ということであれば、有形登録文化財としての南豆製氷というのは、大きな価値、内容を持っていると思いますが、それについて現在の財政状態も加味して、建設課長としてどのように思っているのか、ご意見があったらお聞かせください。

以上です。

○議長（増田 清君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田真理君） 私のほうから、静岡県の市町対抗駅伝競走大会の補助金につきまして説明のほうをさせていただきたいと思います。

今回15万円の補正を今要求させていただいております。当初予算で85万円既についてございまして、15万円上乘せすることによって100万円の補助金になるようになっております。これに対しまして多いか少ないかということでございますけれども、決して多い額ではないと。これは近隣を見ますと、100万円台には今回乗るわけですけれども、近隣の市町でも多いところ、南伊豆で200万円、今年度から補助金として執行するようでございます。それから、今私、昨年10回大会の収支決算書を持っておりますけれども、陸協の方たちをお願いして役員さんをやっております。そういった方たちの選手のユニホーム、役員さんたちのウインドブレーカー、これにつきましては、少なくとも昨年は85万円の経費の中から支出はされております。今年度も、今月から週2回の練習が既に始まっております。近年にないほど多くの子供さんたちの参加をいただきまして、今、猛特訓を熱いグラウンドの中で皆さん本当に額に汗をだらだら流しながらやっております。10月後半から11月にかけては、夜の訓練だけだと目がなれないということもありまして、昼間土日の練習を増やしていきたいというふうに考えております。

今回の15万円の補正の内容でございますけれども、今まで選手それから役員の方、金曜日に出て、土曜日に大会があるわけです。1泊2日で静岡のほうに行っていただきますけれども、その日当が支出されていなかったものですから、主に日当代ということで今回は要求させていただきます。

それから、南豆製氷の登録有形文化財としての担当課でございますけれども、今、議員さ

んがおっしゃった、私も情報としましては大変申しわけないんですけども、その辺しか現在わかっておりませんので、大変申しわけございませんけれども、私のほうからはお答えすることが、議員さんの疑問をクリアするようなお答えができなくて申しわけないと思いますけれども、以上でございます。

○議長（増田 清君） 観光交流課長。

○観光交流課長（山田吉利君） トイレの件で、第4次総合計画の中に確かに10年間ということで、毎年1カ所程度、実施設計委託、翌年に建設ということで上げさせていただいてあります。完全に10カ所確定しているということではありませんけれども、主にとりあえず重点的にまち歩き拠点となるような町なかのペリーロードのあたりとか、いろいろあじさい祭り等で苦情といたしますか、そういったものもいただいております、向こうの保安部側のほうの公園下のトイレとか、その辺をまずは優先的にやっっていこうかなということ、観光としてやるからには、観光施設として成り立たなきゃならないわけで、ただ単純にまちの中ということもいきませんので、その辺については精査しながら選んでいくのかなというふう考えております。当然海水浴場のほうも相当たっているところもございまして、その辺もうまく順番をつけながら、きれいなトイレ、お客さんに評判のいいトイレとして、下田がトイレのきれいなまちだよというふうななることを目指していきたいというふうに思っています。

それで、空き店舗の利用ということでございますけれども、これ、非常に難しい面もあると思います。もちろん土地の提供等をしていただければありがたいんですが、当然借地料や所有の問題がありまして、基本的に建てる時には県のほうでもしっかりした賃貸借、使用貸借を結んでくださいと。そういったトラブルが過去に、県の補助事業でやった土地について問題があったということもあったようです。かなりその辺が土地の所有について厳しくなっておりますので、その辺は完全に市有地になるとか、その後、途中で所有者がかわってトイレを移動しなきゃならなくなったとか、そういう問題も発生しかねませんので、その辺はお考えのことは非常によくわかります。空き家、空き店舗については有効利用と考えれば、まちの中に皆さんが使いやすいトイレがあるということは非常に有効なことだと思っておりますので、その辺についてはしっかりした土地の賃貸なり、一番いいのは市に寄附してくれるとか、その土地をですね。そういった有利な条件があれば考えていくことは可能かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田 清君） 企画財政課長。

○企画財政課長（糸賀秀穂君） 今回の補正の特徴としまして、交付税、繰越金の増額に伴う財政調整基金の積み立てということでございますけれども、交付税については3億1,461万7,000円の補正、繰越金については3億617万3,000円ということでございまして、ただ、交付税につきましては、ルール上の財調への積み立てということで、繰越金の2分の1以上ということで1億9,400万円積ませていただきます。さらに、下水道の利息の軽減分、これ800万円、これも内部的なルールということで財調に積ませていただくということ、さらに、補償金免除繰上償還の借りかえの利率の確定に伴う256万4,000円、これについても、はっきりと足跡がわかるように財調に積むということで、残りの1億7,200万円につきましては、今回の補正の歳入歳出の差額について、財政調整基金に積み立てておくことが望ましいという判断で積ませていただいたものでございまして、これが決して将来の市の行政執行の財政的な余裕になって、さまざまな施策の投資的な経費として回っていくというふうには理解しておりません。ということは、今おっしゃったとおり、非常に長期の景気低迷が続いております、これから税収の確保がどういう形になっていくのか、あるいは新たな需要がどう変化していくのか、そういうことも考えなければならないということで、財政調整基金に積めることができるのであればとりあえず積んで、その辺の財政的な裏づけを今後確かなものにしていきたいということでございます。

さらに、こういったような財源が生まれてきたので、それを南豆製氷との関係でどうなのかというご質問でございますけれども、私の立場からは、その辺は答弁できないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田 清君） 建設課長。

○建設課長（井出秀成君） 南豆製氷に関連しまして、景観とまち遺産の関係ということで、まち遺産の発掘と保存につきまして、発掘につきましては現在市民のほうに提案を呼びかけていると。市民提案を受けて、まち遺産として認定していくという予定をとります。保存につきましては、あくまで所有者に保存していただくと。とはいいいながら、なかなかまち遺産保存も大変ですので、何らかの形で我々としてもサポートしてやっていくことで、相談であるとか、少しの補助金ですけれども補助制度も設けたということでサポートしていきたいと。そのような形で発掘と保存は考えております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） トイレに関してはいろいろ難しい問題があるとも思いますが、できるだけ市内経済というか、商店街というか、できるだけ活性化するためには、そのような方法も有効であると。同じトイレをつくっていくのであれば、市内の空き店舗を活用していくというような方法もすごく有力ではないのかというふうに思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。これは要望です。

南豆製氷に関してなんですが、所有者の意向があれから市のほうには全然何も伝わっていないということですか、ああしてほしい、こうしてほしいというのは。それから、私たちが聞いているのは、文化庁まで行っているいろいろお話ししたというふうなところまでは聞いていますが、その後のことについて、生涯学習課、担当課としては、有形文化財の扱いに関しては何も動いていないということなんですか。

それで、買う買わないというのは非常に政治的な判断で、あの建物がこれからの下田のために価値があるのかどうなのか、登録有形文化財として下田の産業史的、建築史的に下田にとって有意義なものなのか、価値のあるものなのかというふうな判断が基本になればなりません。どうしてもあの建物が必要であるということであれば、1億でもし買えるということであれば、今現在それが買える財政的余裕があるんじゃないか、出てきているんじゃないかというのが私の判断で、なおかつそれが、そんなものには金は使えないんだよというのであれば、それはまた全然別の価値基準判断ですから、それはそれでまあやむをえないものと思います。私としては、あの建物は下田の50年、100年には必要であると。そのために、今、もしそれだけのお金で買えるだけの余裕が出てきたのであれば絶対買うべきだ、確保しておくべきだというふうなことです。その辺についてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（増田 清君） 市長。

○市長（石井直樹君） 補正の問題と南豆製氷と関連がわからないんですが、ご質問が出ましたから、はっきり申し上げまして、南豆製氷の関係は過去に期限が切れて所有者にご報告に行ったときに、ここで市は縁を切ってくださいということと言われました。ということで、我々とすれば、市がどうこうでいつまでも引っ張るべきものじゃないということで、所有者個人の考え方という中で文化財抹消の申請が出てきましたが、現状は県とか国の意向を聞いて、壊した段階で抹消というような方向が出ていますので、所有者として個人的にどのような考えているかというのは、若干何かいろいろ検討して、何とか下田のために生かしたいという思いは持っているようでございますが、まだ明確なお答えを我々はもらっているわけではない。いろいろ市内のTMOとか、ああいうところとのお話は民間同士でやられているよ

うでございますので、情報は、かえってそういうほうからの情報のほうが早く入ってくるのではないかなというふうに思います。

それから、財政がこういうふうに豊かになったというわけじゃなくて、今、企画財政課長が答弁申しあげましたような市の財政状況という中で、例えば土地を買うのに1億、あれをまた保存するのに1億とか1億5,000万とかというお金をかけると、この時期に2億とか2億5,000万というお金を財政出動するほどの、今、市に余裕はないということでございます。

○議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑。

11番。

○11番（土屋誠司君） 保育所の広域入所受託事業というのは、全く新規の事業だと思いますから、先ほどの答弁の中で昨年からということですがけれども、その中で、21年度決算の中にこれは何も入っていないんです。これはどういうことかということと、国の保育単価でやるということですがけれども、下田市との差額というのはどのくらいなんですか。

○議長（増田 清君） 学校教育課長。

○学校教育課長（名高義彦君） 去年からそういうふうな申し出がございまして、この要綱をつくったのが去年でございます。今年からそういうお子さんが入ってきたというふうにご理解いただきたいと思います。

そして、国の単価、これは保育の単価というものがあるわけなんです、下田市の単価とどういうふうに違うのかということなんです、これにつきましては、うちのほうが、これについては下田市の単価というものについては、総体的な保育所運営費の中から児童数、そういうもので割ってみないと幾らということとは言えないわけなんです、済みません、その差がどれだけあるかということについては今申し上げられません、申しわけないです。

○議長（増田 清君） 11番。

○11番（土屋誠司君） 委員会のときまでをお願いします。

○議長（増田 清君） ほかにございせんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 6款2項観光費のことで幾つか質問させていただきたいと思います。

4251の観光興対策事業のうち、観光イベントサポート業務委託ということになっているんですが、これの委託先はどこになるのかということと、具体的な観光イベントが決まっておれば教えてください。

それから、海洋浴の里下田フォトコンテスト業務委託なんですけれども、このようなものは業務委託しなくても、課内でやれるんじゃないかなと。別に特に専門性を要するわけでもないし、業務量としてとてつもなくあるとは思えないんですが、そもそも何でこれを業務委託にしたのか。業務委託先が決まっているなら教えてください。

それから、公衆トイレが文化会館前だということはわかったんですけども、150万の設計業務というと、建築費は大体幾らぐらい想定しているんですか。あそこは多分、下水道があるから浄化槽がないで、僕が今想定する金額とすれば、随分高いトイレができるんだろうなと思ってちょっと驚いているんですが、幾らぐらいのトイレをつくるつもりで設計業務へ150万になったのかということです。

それから、これまた委託先が既に決まっているようでしたら、委託先を教えてください。

その下の外ヶ岡交流館外壁表示板作成設置業務委託なんですけど、表示板の内容ですね。どんなものを表示するのか。

○議長（増田 清君） 観光交流課長。

○観光交流課長（山田吉利君） 伊藤議員のほうから4点でしょうか、いただきました。

まず、イベントサポート業務については、観光協会のほうへこれは業務委託ということで1名の職員を緊急雇用ということでお願いしたいと考えております。これは特に個別のイベントということではなくて、年間を通していろいろなイベントがあります。協会のほうも、今、観光圏の事業とかいろいろなものが入ってきておまして、既にイベント案内とか、ふるさと雇用では着地型、先々日の質問ですか、あったと思いますが、そういった人間をこれで3人目、人数とすると、ふるさと雇用、緊急雇用合わせて3人目ということになるわけですけれども、せっきくの補助事業ということで来年までありますので、イベントを充実させたいということで、個別の「このイベント」ということではありません。年間を通じていろいろなイベントが当然ありますし、いろいろな事務がございますので、そういう意味で総合的な業務、もちろんあくまでも補助ですので、この方が独立してやるということはありませんが、各種イベントを手伝っていただくという内容でございます。委託先は観光協会です。

それから、フォトコンテストですけども、これは確かに従来型のフォトコンテストということで考えるとそういう部分もあるのかもしれませんが、非常に手間がかかってということも逆にある面があります。今回は、昨年観光推進協議会のほうで紹介されまして、実は全部ホームページ上でできると。要するに管理、公募をしてその作品を、今、デジタルカメラが当たり前の社会ですので、紙焼きではなくてホームページ上に投稿してもらうというんで

すか、アップするというんですか、それで応募していただくと。それをそのまま出したものを委託先の会社、そういった会社があるんですが、そこで私どもも協会と一緒に見て見るわけですけども、チェックをして、ふさわしいものについてはそのまま公開すると。それをそのまま、今までですと、紙焼きですと集めてしまっていて発表するまでだれも見ることができないわけですが、応募した写真がそのまま一般の閲覧者、一般の方と観光客の皆さんも含めて市民の方もホームページ上から見られると。ホームページはどこでつくるかという、委託先の会社になります。そういう面で、非常に手間がかからないというか、そして効率的で、審査についてもある程度の期間をもって締め切るわけですが、それも管理者権限でログインというんですか、入りまして、その方々が審査するというので、ホームページのインターネットのサーバーとか、そういったものの管理についてもすべてそちらでやっていただけるということで、非常に有効ではあるし、なおかつ手間がかからないといったことで、1回これをやってみたいなということで前々から思っておりました。そういうことで、今回補正をいただけるということでしたので、これを入れさせていただいたところです。

それから、トイレの設計委託についてですが、当然業務委託先は決まっておられません。これは当然入札になると思いますけれども、建築費が幾らかということですけども、大体爪木崎のトイレ、あれは浄化槽がありましたから2,000万弱かかりましたけれども、それから浄化槽を引いた分ぐらいのイメージであります。それより少し便器を増やしたりとか、そういったことは考えております。これは設計によってですから、当然入札でどの程度のものが、大きさを示せば入札で費用等もある程度決まってくる。この金額で委託するわけではありませんので、あくまで予算ということであります。そういう根拠でやらさせていただいております。

それから、外ヶ岡の表示板、これは今回指定管理者が今年からかわりまして、昨年来、従来の管理していただいているアドミニスター下田との協議の中では、なかなか事務連絡等うまく企画等が出てこなかったんですが、昨年指定管理者がかわる前になりまして企画をとにかく重視してやっっていこうということで、私どももしっかりと委員会の中に、協会を中心とした会議所の職員も入りますけれども、農協さん、漁協さん、企画がある程度できる人間を有志として集まっていた中でいろいろな案が出ました。その中で、市のほうでこういった補助事業があると。ユニバーサルデザインというのは、皆さん言葉はよく聞いていられると思います。従来ですとバリアフリーというような、そういう段差がないというようなものがあつたんですが、そのもっと広い、広域的な意味で、広い視野で見るようなデザイン

ということで、ある程度障害者だけではなくて、健常者にもとにかく見やすく、使いやすくというような、そういう部分がありましたので、この表示板については、表示板といいですか、今考えておりますのが、外ヶ岡交流館の国道側のほうに、これは非常に前々から視認性が悪いといいですか、何の施設がわからないということがありましたので、アルミの薄い板になりますけれども、看板といっても独立した看板ではなくて、今の外壁に張りつけるような形で、「道の駅下田開国みなと」という表示と、俗に言うピクトグラムというユニバーサルデザインの規格があるわけですが、トイレとか案内所とか、数種類のマークを一緒につけるとかなり大きなサイズになると思いますけれども、今で言う、4階ですか、一番上の高いところの両サイドに銅板でできている茶色の部分がありますよね。そこを使って、そこにアルミの薄い板というか、シールですと長持ちしないということで、アルミライトニューム板というんですか、そういう名前だったと思いますけれども、そういうものを、文字を切ったものを張りつけていただくというふうなことで、看板という形で、視認性を高めるという意味でのユニバーサルデザインということを考えております。現状そういうことで考えております。

以上です。

○議長（増田 清君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） フォトコンテストはわかりました。ホームページで、そういうものがあってもいいのかなという気がする反面、管理者側で全部やるとなると、本当に下田らしさといえますか、下田への思いといえますか、建設課長がよくやっているまち遺産でしたか、その辺の思いとかイメージが本当にホームページの開設者のほうに理解されるんだろうかなと、ちょっとそういうずれがなければいいなと思いますが、それも一つのやり方でしょうか、それはそうなんだろうなと思います。

トイレのほうは、150万はいかんせん高過ぎて、恐らく建物は浄化槽を抜いたら2,000万円も超えることもあるんじゃないですか。建物、トイレですからね。白浜で1億円のトイレというのもあったから、随分評判もいいようで、きれいに建っているようなんだけれども、ぜひ、まいまい通りではそういう轍を踏まないように慎重にやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

○9番（増田榮策君） 2点だけお聞きいたしますけれども、新型インフルエンザワクチンの

接種事業189万ほど補正であれしていますが、これ、新聞等によりますと昨年はインフルエンザの問題が大きく取り上げられていましたが、全体的に、総体的に見るとインフルエンザの接種をするのが非常に少なかったと、こういうことが言われております。つい最近ですが、これ、インフルエンザではありませんけれども、たまたま私の孫が行っている保育園に送って行って気がついたのですが、ほとんどの子供が風邪を引いているような状態で、鼻をぐずぐずやっているような状態でした。これが今、気候変動でかなり暑い日が続いてきますけれども、急に寒くなって流行の兆しといいますか、接種をしていなかった場合は、かなり大きなインフルエンザの被害が出るような私は気がするんですが、果たしてこれをPR的に少しでも接種を多目にPRすることといいますか、そういうことは大事でないのかなと思いますが、その辺は今後の見通しとしてはどういうふうに考えているか、まず1点お聞きします。

第2点目は、つい最近ですが全国的に問題になりました100歳以上の高齢者の戸籍で、生存が確認されていないというのが下田で1件ありました。今後、少子高齢化、相当なスピードで進んでおりますが、私の周辺でも90歳以上の方で身寄りのない方が何人かいるわけですが、こういった方々の、もし万が一事故があった場合、今までの戸籍で果たして高齢者の、国の指導もあると思いますが、高齢者の管理といいますか、そういった面について非常に取り組みを厳格にしていかなければならないのではないのかなと、こういうふうに思いますが、今後、この取り組みについて防止に関しまして高齢者の掌握、そういうものに予算措置をしていくのかしていかないのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（増田 清君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 新型インフルエンザワクチンの件でご質問があったわけですが、それについてお答えします。

新型インフルエンザの予算要求を9月議会に提案したわけなんですけど、今回、改めて国のほうから、今年度も新型インフルエンザワクチンを助成するという、こういった方向で進んでおります。今までは季節性のインフルエンザと、昨年からそれにプラス、新型インフルエンザという、こういったことで進めていたわけなんですけど、今年につきましては、10月から季節性のインフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンが一緒になっている3価ワクチンという形で市場に流通しております。それを今年度接種するような形で、今、実は進めております。10月から進めるということで、医師会のほうとも具体的な詰めをやっております。昨年は新型インフルエンザにつきまして重症化が見られなかったということと、流行が6月ごろから弱り始めて、そんなに爆発的に流行しなかったという弁がありまして、ワク

チンの薬品代は余ったような状態になっておりました。今年は、こういったものも踏まえまして、郵送料を踏まえて個別に連絡をとってやるということで、当面、今年度の予算としては1,200人分を入れてございます。なるべく多くの方に接種していただくような形で、関係機関とも連携をとって進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（清水裕三君） 高齢者の生存確認の件です。たまたま100歳以上、下田はありましてお騒がせしたところですが、国の方針、今、正式な文書は来ておりません。ですけれども、要するに民生委員に頼めということでもあります。ですけれども、民生委員さん、ひとり暮らしの見回りについては、うちのほうからデータを渡して、こういう人がいますからということでお願いしております。ですけれども、今回問題になったのは、家族がいて高齢者がいなかったと、こういうケースははっきり言って、郵便は届きます。ですから、ひとり暮らしにつきましては、国のほうの方針が民生委員を使えということでもありますので、民生委員さん、一応ボランティアの組織ですので、費用的にはかからないと思っています。ですから、内容がはっきりしておりませんもので、これから先どうなるかわかりませんが、民生委員さんを使うということであれば、特段の費用は必要ないということでは危惧しておりません。ですけれども、まだ正式に何も文書がありませんもので、報道を聞きかじっているだけです。申しわけないですけれどもこの程度しかお答えできません。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） インフルエンザについてはわかったわけですが、確かに去年は市役所のトイレとかあらゆる公共機関とか、そういうところに手洗いの消毒液またはそういうものがあつたわけですが、つい最近、またそれが忘れられて、ある程度使われなくなったような状態だと思うんです。例えば集団感染をするような学校関係は、こういう消毒とか、例えば、ごほんごほんせきをするような子供に対してマスクをしろというような指導、消毒液は十分に配慮する、それから石けんの手洗いの励行、そういったものの予算措置というのがあるのでしょうか。

○議長（増田 清君） 学校教育課長。

○学校教育課長（名高義彦君） 去年は本当に9月後半からでしたでしょうか、学校が休校あるいは学級閉鎖になるような事態になりまして私たちも非常に憂慮したわけですが、通常のいつもの手洗いですとか、そしてまた、時期になれば、そういう時期になってきましたらマ

スクを励行するとか、そういうことは例年やっておりますもので、今のところそういう対応でいきたいというふうに考えております。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

○6番（岸山久志君） 2300番事業の普通旅費なんですけれども、このたび焼却灰が群馬のたしか草津のほうに、現に処理できなくなってきたということで、新たな処理方法を探しているということで行ったらしいんですけれども、その成果等わかりましたらお願いいたします。

○議長（増田 清君） 環境対策課長。

○環境対策課長（藤井睦郎君） 今、岸山議員のほうから焼却灰の処理ができなくなったからということではなくて、今、群馬の草津のほうで処理をしていますけれども、これは単純に管理型の処分場に埋め立て処理を最終処分ですしているわけなんですけれども、今回、この補正でいただいている旅費等につきましては、リサイクルをする業者のところ、路盤材とか雑草が生えにくいように公園のそういう敷地に敷き詰めるとか、そういう効果をねらった再生処理をしている、焼却灰をしている工場がありまして、そこに将来的リサイクルという理念の中から、今の焼却灰も回してリサイクルしていきたいというようなこともあって、それで、補正で一度見に行きたいと。どういう状況なのかということで、補正をいただいているものでございます。

以上です。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。なお、人件費については総務文教委員会に付託します。

次に、議第44号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第45号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に

対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第46号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第47号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第48号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第49号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第50号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第51号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第52号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

1番。

○1番（沢登英信君） 補正予算の4ページ、5ページでございますが、水道負担金146万7,000円、分譲地開発に伴う負担金であると、こういうご説明でございますが、差し支えなければどこの地域のどういう規模の分譲地であるのか、まずお尋ねしたい。

それから、資本的支出で、落合、武山の調整池の手直しというんでしょうか、進めたいということでございますが、これまた、どういう現状であるのか、もう少し詳しくご説明をいただければと思います。

○議長（増田 清君） 上下水道課長。

○上下水道課長（滝内久生君） 水道負担金につきましては、白浜の板美の松葉荘ご存じでしょうか、あの上がっていくところ、それから、少し行きますと桐光学園のほうに上がっていくんですが、ちょっと行った先に右に入っていく未舗装の道路があるんですが、その奥でアイキ不動産が開発をやるということで、その区画が8区画超えていますもので、このような水道負担金がかかるということで、実際には納入されております。普通の分譲です。

それから、流量計なんですけれども、ちょうど武山の250ミリの流量計と浄水場の300ミリの系統の流量計が、8月上旬ですか、感知にばらつきが出ておかしいよということで、メンテをやっている会社に来てもらって、暫定的な修理といいますか、やってもらっているんですけれども、今はそれで流量を感知しているんですけれども、これが昭和60年設置した流量計で、約25年たっているということで、機械物でよくここまでもったなと思っておりますけれども、このままいきますとデータがとれなくなりますので、流量が一番水道の企業会計のもとになりますので、何とかしたいということで、今回2基、浄水場のほうが約500万、武山

配水場が250万という想定で今回お願いしています。

以上です。

○議長（増田 清君） いいですか。

○1番（沢登英信君） 結構です。

○議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

○議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日14日から22日まで決算審査特別委員会の審査を、24日及び27日に各常任委員会の審査をお願いし、9月28日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

なお、18日、19日、20日、23日、25日、26日は休会といたします。

ご苦勞さまでした。

午後 3時58分散会